

令和2年3月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和2年3月27日（金）

午前9時30分より

場 所 町民センター2Aクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第32号 令和2年度二宮町教育委員会基本方針について
- (2) 議案第33号 二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第34号 二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第35号 二宮町図書館規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第36号 二宮町青少年指導員設置規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第37号 二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第38号 二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- (8) 議案第39号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について
- (9) 議案第40号 学校運営協議会委員の委嘱について
- (10) 議案第41号 二宮町社会教育委員の委嘱について
- (11) 議案第42号 二宮町文化財保護委員の委嘱について
- (12) 議案第43号 二宮町図書館協議会委員の委嘱について
- (13) 議案第44号 二宮町青少年指導員の委嘱について
- (14) 議案第45号 二宮町スポーツ推進委員の委嘱について
- (15) 議案第46号 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (16) 議案第47号 教職員等人事について
- (17) 議案第48号 教育委員会事務局職員等人事について

裏面に続きます

5. 報告・協議事項

- (1) 教育長職務代理者の指名について 資料 No. 1
- (2) 各種委員会委員等の選任について 資料 No. 2
- (3) 各種要綱の改正について 資料 No. 3
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応状況について 資料 No. 4
- (5) 二宮町小中一貫教育校設置計画（案）に係る意見交換会の取りまとめについて
資料 No. 5
- (6) 二宮町いじめ防止基本方針の一部改定について 資料 No. 6
- (7) 令和2年度教科用図書採択について 資料 No. 7
- (8) 教育相談・教育支援室活動の状況について 資料 No. 8
- (9) 辞令交付式について 資料 No. 9
- (10) 令和2年度教育委員会議日程について 資料 No. 10
- (11) その他
 - * 次回教育委員会議予定

6 閉会宣言

令和2年3月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R2.2.14~R2.3.26)

月	日	曜日	内 容
2	14	金	定例教育委員会議
2	15	土	小中一貫教育校設置計画(案)に係る意見交換会(第2回) (二宮中学校)
2	17	月	政策会議
2	18~ 3.13	火~金	令和2年第1回二宮町議会定例会
2	21	金	第1回新型コロナウイルス感染症対策本部準備会
2	21	金	健康診断日程調整会議
2	25	火	臨時小中学校校長会
2	26	水	第2回新型コロナウイルス感染症対策本部準備会
2	28	金	第3回新型コロナウイルス感染症対策本部準備会
2	28	金	臨時小中学校校長会
3	3	火	政策会議
3	3	火	第4回新型コロナウイルス感染症対策会議
3	3	火	小中学校校長会
3	4	水	小中学校教頭会・事務職員会議
3	6	金	新採用教職員オリエンテーション
3	9	月	第5回新型コロナウイルス感染症対策会議
3	10	火	予算審査特別委員会
3	11	水	第6回新型コロナウイルス感染症対策会議
3	16	月	臨時小中学校校長会
3	16	月	コミュニティ・スクール代表者会議
3	17	火	政策会議
3	17	火	第7回新型コロナウイルス感染症対策会議
3	18	水	社会教育委員会議
3	23	月	第8回新型コロナウイルス感染症対策会議
3	24	火	臨時小中学校校長会
3	25	水	第9回新型コロナウイルス感染症対策会議

2月政策会議結果報告

令和2年2月17日（月）開催分

【町長あいさつ】

総括質疑、一般質問を始め、議会に向け準備を進めるようお願いします。

【主な付議案件】

1 組織変更について（政策総務部）

プレミアム付商品券事業の終了に伴い、プレミアム付商品券事業プロジェクトを廃止する組織変更について協議を行い決定した。

2 「町への提案」等について（2月分）について（政策総務部）

「町への提案」等について、2月分の報告があった。

3 指定金融機関の契約更新について（政策総務部）

令和2年3月31日をもって指定金融機関の契約が終了することに伴い、現在の指定金融機関から契約更新が示されたため、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで契約を更新することについて報告があった。

【情報交換】

○ 春季火災予防訓練について（消防本部）

3月1日（日）から3月7日（日）まで、全国一斉春季火災予防運動が実施される。3月7日（日）には、メゾン二宮と合同で、施設の火災を想定した消防訓練を実施する。

3月政策会議結果報告

令和2年3月3日(火)開催分

【町長あいさつ】

3月議会が始まるが、予算審査特別委員会では、質問内容の意図をしっかりと確認したうえで、分かりやすい説明に努めるようお願いします。

【主な付議案件】

- 1 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画(案)について(健康福祉部)

パブリックコメント等を踏まえ策定した計画案が示され、協議を行った。次回の会議で決定を行う。

【情報交換】

- なし

3月政策会議結果報告

令和2年3月17日（火）開催分

【町長あいさつ】

令和2年度予算執行にあたり、町民の理解を得ていくことが重要であるため、新規や変更した事業のみならず、事業の目的や効果などを十分に説明しながら進めるようお願いします。

【主な付議案件】

- 1 二宮町次世代育成支援対策及び女性活躍推進法に関する特定事業主行動計画【後期計画】について（健康福祉部）
次世代支援推進法と女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画について、平成27年度から令和6年度までの10年間のうち、令和2年度から令和6年度までの後期計画について、協議を行い決定した。
- 2 二宮町業務継続計画（政策総務部）
熊本地震を契機に平成29年3月策定した二宮町業務継続計画について、優先業務や必要人員、必要資材等の具体的な内容を追加し、大幅な見直しを行ったものについて、協議を行い決定した。
- 3 台風や前線に伴うタイムラインの作成について（政策総務部）
令和元年の台風19号の対応を踏まえ、災害時の速やかな避難行動につなげるため、風水害対応における役場や地域、住民のとるべき防災行動計画を示したタイムラインについて、協議を行い決定した。
- 4 二宮町イノシシ被害対策方針の決定について（都市部）
農作物被害の拡大に伴い人身被害の発生が危惧されるようになったイノシシへの対策のために策定した町における総合的なイノシシ対策の方針について、協議を行い決定した。
- 5 二宮町下水道事業中期経営計画中間報告の公表について（都市部）
下水道事業の運営について、平成29年度から令和2年度までを計画期間とした「二宮町下水道事業中期経営計画」の進捗状況について、中間報告として示された。ホームページで公表する。

【情報交換】

- 防災関連年間スケジュールについて（政策総務部）
- 新型コロナウイルス感染症対策にかかる町村会から県への要望について（政策総務部）
- 二宮町プレミアム付商品券事業の実施報告について（政策総務部）
- 令和2年度監査基本計画について（監査事務局）

令和2年 第1回二宮町議会定例会報告（教育委員会関係審議状況）

1 議案

(1) 一般会計補正予算

①歳出

内容

教育相談・教育支援室事業（心理検査手数料 24 千円）

小学校共通施設管理運営費（通信運搬費・電話料 126 千円）

二宮小学校教育施設整備事業（保健衛生備品購入 161 千円）

中学校共通施設管理運営費（通信運搬費・電話料 77 千円）

生涯学習センター管理運営事業（消防設備等保守点検委託料 132 千円）

ふたみ記念館管理事業（印刷製本費 29 千円、光熱水費 47 千円、施設管理委託料 456 千円）

審査結果 全会一致で可決

2 総括質疑

(1) 露木議員

「小中一貫教育導入と学校再配置について」

議員： 教育委員会は、今年度 7 月から 1 周目の意見交換会を開催し、総括質疑のある 2 月 27 日には 2 週目も終了している。回数、対象者別に考えた開催方法、周知等はこれまでの町開催の意見交換会のやり方に比べて丁寧で、実際の場でも町民の意見を聞く姿勢を感じるし、資料作りにも時間をかけていることは承知している。しかし、1 周目と 2 周目では、教育委員会の考え方や発言が大きく変わったり、また実現不可能だとしながら示している案もあって、考え方がわかりづらいという声があがっている。そもそもの目的と、現在の状況整理、目指す教育像と学校再配置の関連性、考え方、教育委員会の決議のあり方、スケジュール、将来の学校配置等について聞く。

町長： 小中一貫教育は、子どもたちにより良い環境で、より質の高い学校教育を提供することを目的としたもので、文科省や神奈川県でも、その有用性や必要性を示しているものと認識しています。町としても特色ある学校教育の推進により、人口減少に歯止めをかけ、将来の二宮町を支える人づくりにつながるものと考えます。

「二宮町小中一貫教育校設置計画（案）」がまとめられ、意見交換会が行われましたが、その状況は、総合教育会議などを通じて、共有しています。

1回目では、小中一貫教育には概ね賛成ながらも、学校の配置案には反対というご意見が多く、2回目では、学校の配置案はいくつかの案に絞られ、小中一貫教育のデメリットを心配される声が強かったと把握しています。

私の認識として、1回目の意見交換会で、通学距離や、地域にとっての学校の重要性に関するご意見とともに、学校の配置に関する様々な代替案をいただいたことに対し、教育委員会では、その一つ一つを丁寧に比較評価して2回目に臨んだと思っています。

一方で、小中一貫教育の中身については、なお分かりやすく説明していく必要があると感じています。

教育委員会も、様々な研究を重ねて現在に至っていますが、やはり、小中一貫教育がどのような効果をもたらすのか、デメリットをどう払拭するのか、より具体的に示していくことが今後の課題であると考えます。

来年度は小中一貫教育研究員の配置を予定しており、研究を通じて、小中一貫教育の中身とともに、将来どのような子どもを育てていきたいのかを、町民の皆様に分かりやすく具体的にお示しするよう期待しているところです。

今後のスケジュールですが、取組み内容がさらに精査されるとともに、学校の配置についても、絞り込みが行われることと思います。

そこには、学校規模や通学距離に応じた学区の見直しも含まれることとなりますが、これを含め、教育委員会において、合議により決められます。

学校再配置については、児童生徒数の推移や町の財政状況により、将来的にすべての学校を残すことは難しい状況にあります。教育委員会には、児童生徒の減少に対応するための学校再配置ではなく、児童生徒により良い教育を提供するための最良の配置を議論してほしいと考えます。

「図書館について」

議員： 町長は、公の場において、日中の図書館の利用者が減っているという発言を何回かしている。図書館協議会が静岡県磐田市の

「にこっと」という施設の視察に行ったのは、今後の図書館のあり方について、改善の必要があると認識してのことと推察する。今後の図書館のあり方について、どのように考えているのか。

町長： 図書館は、生涯学習センター「ラディアン」の建設とともに移転し、今年20年を迎える施設であり、多くの皆さまに利用されている「生涯にわたる学びの拠点」として現在に至っています。来館者数は、人口減少とともに、余暇時間の過ごし方の多様化などの要因のもと、減少傾向にあります。

しかし、様々なイベントを開催するなど、一人当たりの貸出冊数は、県内でも上位となっており、図書館としての役割を十分に果たしているところです。

二宮町図書館の特色である「こどもの本コーナー」においても、さらなる魅力を向上させるための改善策が必要です。

私も図書館をよく利用しますが、そこで感じることは、この「こどもの本コーナー」は休日には多くの子ども連れの家族が利用されている反面、平日の昼間は利用者が少なく、静かな空間となっている点です。

二宮町図書館協議会では、他自治体の新しい施設の視察も実施しています。今回は、新しいコンセプトでつくられた、子育て世代の親子が多く利用されている他県の施設を視察しました。

市町村合併した自治体の施設であり、合併前は町の図書館でしたが、合併により分館に位置付けられ、さらに「子育て支援」「市民交流」「学びの支援」などの場を提供する複合施設としてリニューアルされたものです。子育て相談にも対応しており、私が伺った平日でも、親子が楽しそうに施設を利用されていました。

二宮町とは状況が違いますが、子育て世代の親子と他の利用者が共に集える施設として参考になるものでした。

二宮町図書館の利用者からも、「図書館2階に子どもを連れていける日があると嬉しい」など、様々なご意見もあることから、可能な範囲において図書館協議会や教育委員などの意見を聞きながら、現状の図書館を維持してだけでなく、ホールや貸館機能を有した複合施設のメリットも活かし、社会教育施設が果たすべき役割を踏まえ、時代に応じた図書館となるよう検討していきたいと考えます。

(2) 大沼議員

「小中一貫校統廃合、安心して通学できる夢のある教育について」

議員： 第1回目の学校関連の意見交換会では、小中5校を2校に統合する説明だったが、現実的に小学生の足で通学範囲を超えている、とする保護者の強いご意見から今回行った2回目の説明会では9案に増やしての説明会だった。私も参加したが心配になってしまった、というのが感想だ。

初めの2校統合案について、一色小学校の単級化を懸念する一方で、生徒が少なくなってしまった一色小学校を残すという案、小学校区の地域活動という言葉も度々聞かれるが、それは地域の活動であって、通う生徒にとって一番よい教育を基に計画しているのか疑問を持つ。地域の活動は小学校区としなくとも活発な活動が報告され成果も出ているのだから、今後学校区をどうするかという持ち込むべきではないと思うがいかがか。

なぜ、一色小学校を残す案が浮上したのかその経緯と共に考え方を教えてください。

町長： 教育員会では、小中一貫教育校の設置を掲げ、町民皆様のご意見を伺いながら計画の策定に向け取り組んでいます。

昨年続き2回目の意見交換会が今月行われ、15日に終了したところですが、保護者や地域の方々などから様々なご意見をいただいたと聞いております。その中には、学校までの通学に関するご意見も、1回目に続き数多くあったと承知しております。

当初の配置案では、将来的に2校になることで通学距離が大幅に伸びてしまう地域があり、これに対して不安に思われるご意見をいただいたところであり、教育委員会では、これを重く受け止め、検討した結果をもって2回目の意見交換会に臨んでいます。

一色小学校については、教育委員会において、これまで、保護者や地域の方々、学識経験者からなる研究会等を設置し検討を重ねた結果、地域全体のバランスや公共交通機関を使ったアクセスの良さから、一色小学校と二宮中学校を活用する当初の案をまとめました。

一方で、通学距離、地域と学校のつながりなど、保護者や地域の方々のご意見を重く受け止め、この2校案については柔軟に対応しようとしています。

まちづくりの観点からも、身近な地域に学校は必要であり、地域

で子どもを育てるという思いからも、教育委員会で示している現在の小学校区を大切に再配置の考え方は妥当であると思っております。

町とても、通学における安全確保については、教育委員会と協力して取り組んでまいります。教育委員会では何よりも、子どもたちが自らの力で未来を切り開く「生きる力」を育むため、小中一貫教育において取り組む内容をさらに深めるとともに、それにもとづく学校の再配置について、方向性を整理していってほしいと思います。

(3) 一石議員

「学校の可能性を議論する場について」

議員： 東大果樹園跡地の取組、2月9日に行われた子ども会祭り、子ども食堂、子ども農園、学習支援ともの町がどのように子ども達を育むかという危機感と、創意が高まっている。

全国的にはこのような動きとともに、いじめ等、学校の諸問題を解決するための学校教育を転換する動きが広がっている。広島県では、県庁の講堂で100人もの教育関係者と保護者20人が「脱画一」をテーマに対話する集会を開いた。そもそも二宮町で小中一貫教育という方向が出てきた本旨は、学校配置を施設主導ではなく、児童生徒にとっての教育を受ける環境という観点から考えたいとする教育委員会の意向があった。二宮町でも自治事務としての学校の可能性を活かすべく教育関係者、専門家、保護者そして生徒も交えた議論の場を作りたいと考えるがいかがか。

町長： 施政方針でもお話しした通り、まちづくりの主役は町民の皆様であり、この町に関係するたくさんの方々と対話を重ね、まちづくりを進めていかなければならないと考えています。

ご質問にある議論の場についても、教育関係に限らず、様々な町の取組みにおいて積極的に行っていきたいと考えます。

小中一貫教育校については、教育委員会の意向として、児童生徒にとっての教育環境向上の観点から小中一貫教育校の設置を考え、そのための学校のあり方として再配置の検討を進めているところです。

そのため、教育委員会では、昨年につき、今月に第2回目の意見交換会を開催し、様々な立場の方々と多くの意見を交わし、計

画案を実のあるものにしようと取組みを進めています。また、ここでは、小中一貫教育に限らず、二宮町の学校教育について幅広く意見が交わされたと聞いています。

また、教育委員会では、これまでに、「にのみや子どもはぐくみ塾」など、教育関係者や専門家、保護者を交えた学習の場を設けたり、生徒については、学校を訪問する形で、私を含め、教育委員との意見交換を行ったりしています。

さらに、小中学校5校は、コミュニティ・スクールとなり、様々な方々と意見を交わす仕組みが整い、それぞれの学校で取組みが動き始めたところです。

今後これらの取組みや仕組みを有効に活用し、学校のあり方や可能性について、意見を交わす場を作ってほしいと考えます。

3 一般質問

(1) 渡辺議員

「会計年度任用職員制度の運用開始にあたって」

要旨5：今年度の2学期より、学校給食の調理などで外部委託が始まったが、現状はどのようになっているか。

部長： 教育委員会では、今年度の2学期から学校給食のうち調理、配送、配膳業務を外部委託しています。

これは民間事業者が持つ食品を扱う知識や技術、経験とともに安定した人員確保により、安全でおいしい給食を児童生徒に提供することを目的としたものです。

委託の評価は、人員確保の面で大きな効果があったことです。町の雇用では従事者の病気やけがなど、不測の事態に備えた余剰人員の確保は困難であり、新たな従事者を迎える際には育成も必要となります。

今回の委託企業は、全国的な規模を持つ企業で、調理員に急な休みが発生した場合でも、経験のある調理員の確保が可能です。常時安定して調理員が配置されており、現場にも落ち着きが見られます。

従事する側も本人の希望による社員登録制度や企業側の福利厚生、社内表彰、駐車場の確保など、行政では難しい制度が整備されており、実際に5名が準社員として登用されています。

給食センターの施設運営や献立の決定は、これまで通り町の

職員が行っており、委託先との連携により、今後も安全でおいしい給食の提供に努めます。

4 決算審査

(1) 令和2年度一般会計予算の審議について

審査結果 予算審査特別委員会 3/3 委員長賛成 可決
本会議 8/5 可決

決算審査意見

- ・業務の委託化が、町民サービスの向上につながるよう留意されたい。
- ・会計年度任用職員制度にあたり、適切な雇用管理となるよう求める。
- ・町民の安全確保のため、施設現況調査を早急に実施し、合理的かつ適切に対応されたい。
- ・支援を必要とする子どもたちには、スクールソーシャルワーカー等関係機関と連携し、切れ目のない迅速な対応を



教育総務課事業報告

事業報告

(令和2年2月14日～令和2年3月26日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月15日	土	小中一貫教育校設置計画案意見交換会	二宮中学校	12
2月17日	月	児童生徒指導担当者会、教育相談コーディネータ担当者会	町民センター	13
2月21日	金	令和2年度小・中学校健康診断等日程調整会議	役場	24
2月25日	火	情報教育担当者会	教育支援室	6
2月25日	火	小中学校臨時校長会	役場	12
2月28日	金	小中学校臨時校長会	役場	8
2月28日	金	外国語活動・英語担当者会	教育支援室	中止
3月2日	月	教職員授業力向上研究担当者会	二宮中学校	中止
3月3日	火	小中学校校長会	役場	11
3月4日	水	小中学校臨時校長会	役場	8
3月4日	水	小・中学校教頭会、事務担当者会	町民センター	16
3月5日	木	教務担当者会	教育支援室	6
3月6日	金	食育担当者会	給食センター	7
3月11日	水	中学校卒業式	各中学校	—
3月19日	木	小学校卒業式	各小学校	—
3月25日	水	修了式	各小・中学校	中止

事業予定

(令和2年3月27日～令和2年4月16日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
3月31日	火	教職員等転退職者辞令交付式	役場	—
4月1日	水	教職員等辞令交付式	役場	—
4月2日	木	小中学校校長会	町民センター	11
4月2日	木	支援教育補助員研修会	町民センター	24
4月6日	月	小中学校入学式	各小中学校	小 196 中 208
4月7日	火	小中学校教頭会、事務職員会議	町民センター	18
4月8日	水	児童生徒指導担当者会、教育相談コーディネータ担当者会	町民センター	16
4月9日	木	外国語活動・英語教育担当者会	教育研究所	7
4月13日	月	教職員授業力向上研究担当者会	教育研究所	6
4月13日	月	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	一色小・山西小	—
4月15日	水	ことばの教室「そにつく」担当者会・学校訪問	二宮中	—
4月16日	木	学校事務連携会議	各小・中学校	8

学校給食センター

事業報告

(令和2年2月14日～令和2年3月26日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月26日	水	納入業務監査	給食センター	6
2月28日	金	3学期給食終了		—
3月4日	水	献立会議(PTA)	給食センター	中止
3月6日	金	献立会議(給食担当者)	給食センター	6
3月25日	水	給食調理用物資納入業者説明会	町民センター	中止

事業予定

(令和2年3月27日～令和2年4月16日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月8日	水	1学期給食開始		—
4月14日	火	献立会議(給食担当者)	給食センター	6

生涯学習課事業報告（令和2年2月14日～令和2年3月26日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
2/18	火	にのみや町民大学 「初心者楽しい陶芸体験教室」④	ラディアン ミーティングルーム2	15人	10人
2/21	金	環境浄化パトロール⑦	町内	10人	8人
2/22	日	町民大学講座 『寺院めぐり鑑賞講座（鎌倉編）』	町内	15人	11人
2/27 3/12	木	にのみや町民大学講座「楽しい暮らしの書道教室」③④ (全4回)	ラディアン ミーティングルーム2	16人	中止
3/1	日	第16回ラディアン・ピアノマラソンコンサート	ラディアン ホール	—	中止
3/8	日	二宮町ユニカール大会 (スポーツ推進委員連絡協議会主催)	体育館	—	中止
3/18	水	社会教育委員会会議⑥	ラディアン ミーティングルーム1	8人	8人
3/18	水	町民大学講座 『郷土を知ろう！第3回町内史跡巡り～元町・下町・中町 周辺』	町内	20人	中止
3/21	土	Vamos Live 2020 in 二宮 (青少年指導員連絡協議会主催)	町民センター ホール	—	中止
3/26	木	神奈川大学包括協定事業 『神奈川大学でSociety5.0を考えてみよう！』	神奈川大学湘南 ひらつかキャンパス	20人	中止

生涯学習課事業予定（令和2年3月27日～令和2年4月16日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
4/9	木	スポーツ推進委員委嘱式 二宮町スポーツ推進委員連絡協議会①	ラディアン ミーティングルーム1	19:15
4/10	金	青少年指導員委嘱式 青少年指導員連絡協議会①	ラディアン ミーティングルーム1	19:30

生涯学習課事業報告(令和2年2月14日～令和2年3月26日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
2/15	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	子ども17名 大人8名
2/19	水	子育て支援講座 わらべうたであそぼう！<乳児向け>⑤	ラディアン和室	子ども8名 大人9名
2/19	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	4人33冊
2/20	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	1人10冊
2/20	木	託児サービス	ラディアン保育室	3名
2/21	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	子ども19名 大人17名
2/22	土	子育て支援講座 わらべうたであそぼう！<乳児向け>⑥	ラディアン和室	子ども10名 大人10名
3/4	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	1人 15冊
3/8	日	図書リサイクルコーナー	図書館	中止
3/11	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	中止
3/13	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	中止
3/18	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	1人 14冊
3/19	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	1人 9冊
3/19	木	託児サービス	ラディアン保育室	中止
3/22	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	中止
3/22	日	にんぎょうげき大会	ミーティングルーム2	中止
書架整理ボランティア (2/14 ～3/22 活動日数8日)			図書館	のべ 11人 のべ 13 時間15分

生涯学習課事業予定(令和2年3月27日～令和2年4月16日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
3/28	土	スペシャルおはなし会(中止)	ラディアン展示ギャラリー	10:30～
4/1	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
4/15	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
4/16	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

議案第32号

令和2年度二宮町教育委員会基本方針（案）について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和2年度の二宮町における学校教育、社会教育の教育基本方針を定め、二宮町の教育の一層の充実を図るため提案する。

令和2年度二宮町教育委員会基本方針(案)

教育は人格の形成をめざし、個性を尊重しつつ、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。情報化やグローバル化など社会が急激に変化する中、将来を担う子どもたちには、予測困難な変化に対し前向きに、主体的に向き合い、今まで以上に他と協調しながら、自らの考えで生涯を切り拓いていく生きる力が求められています。

平成27年10月に策定し、平成30年度に改定した「二宮町教育大綱」において、基本理念として掲げている、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」をさらに推進するため、児童生徒の「生きる力」を育むとともに、それを取り巻く教育環境の整備、生涯にわたる学習への支援などの取り組みを充実させます。

学校教育については、新しい学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で完全実施されることから、学習指導要領の実施を踏まえ、子ども達が様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、これまでに整備した学習環境を活用した教育に取り組みます。

また、生涯にわたり学習することのできる環境の整備と学習機会を提供し、町民一人ひとりが主人公となる生涯学習社会の実現に向けた生涯学習の推進に取り組みます。

なお、施策の推進にあつては、二宮町総合戦略及び第5次二宮町総合計画後期基本計画と連携して取り組むこととします。

今年度の重点施策

(教育総務課)

- 1 児童生徒の「生きる力」の育成
 - (1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進
 - ①言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進
 - ②英語教育の充実
 - ③ICT環境を活用した授業の充実
 - 2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備
 - (1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実
 - ①いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化
 - ②インクルーシブ教育・支援教育の充実
 - (2) 教職員の働き方改革の推進
 - ①統合型校務支援システムの活用
 - ②部活動ガイドラインに基づく部活動の充実
 - (3) 教職員の指導力の向上
 - ①「教職員授業力向上研究事業」の推進
 - ②教育研究所における研修の充実
 - (4) 児童生徒の学習環境の整備
 - ①学校施設等現況調査の実施
 - 3 将来に向けた特色ある学校づくりのための検討
 - (1) 二宮町小中一貫教育校設置計画の推進
 - (2) 小中一貫教育カリキュラム研究の推進
 - (3) コミュニティ・スクール運営の促進
 - ①地域における児童生徒の活動の促進

(生涯学習課)

4 地域文化の向上

(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供

①文化芸術の振興・支援

②多世代が集い、学習し交流拠点となる場としての生涯学習センター・ラディアン及び図書館のあり方の検討

③二宮町生涯学習センター（ラディアン）施設 20 周年記念事業の推進

(2) 図書館事業の推進

①子育て支援の推進

②図書館資料の充実

③図書館サービスの充実

④二宮町新図書館開館 20 周年記念事業の推進

(3) 社会教育事業の推進

①コミュニティ・スクールと連携した放課後子ども教室の推進

5 社会教育施設の適切な運営

(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な運営

①生涯学習センター「ラディアン」長寿命化計画の策定

(教育部共通)

6 地域に向けた情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用

1 学校教育

すべての教育活動を通して、児童生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりを進めます。

このような人権教育の推進を基盤に「教育環境のさらなる充実」、「生きる力の育成」を基本とし、各学校では「子どもたちの育つ力」、「家庭・学校・地域の育む力」、「行政の支える力」をあわせ、自ら学び自己実現をめざす児童生徒の育成に努めます。

1 児童生徒の「生きる力」の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

① 言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進

- ・自ら学び、確かな学力を身につけられるよう、これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として言語能力の確実な育成を図るとともに、学び合いを重視した授業への改善に努めます。

(重点施策 1-(1)-①)

② 英語教育の充実

- ・小学校に、中学校英語科免許を持った教員を配置することで、授業や研修会等を通じて、小学校教員の英語指導力の向上を図ります。
- ・小中学校の英語教育において、ALT(外国語指導講師)の活用等を通じて、異文化理解、コミュニケーション能力を育成する授業づくりに努めます。

(重点施策 1-(1)-②)

③ ICT環境を活用した授業の充実

- ・これまでに整備したタブレットや実物投影機をはじめとするICT機器の活用を進めるとともに、情報技術に関する理解の推進と効果的な授業の実施に向けた研修を引き続き行います。

(重点施策 1-(1)-③)

④ 道徳教育ならびに特別活動の充実

- ・特別の教科である道徳の教科化の趣旨に則り、学校の教育活動全体を通じて他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

⑤ 学校体育の充実

- ・生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、健康の保持増進と体力の向上を図ります。

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

① いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化

- ・問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に向けて、各校の児童生徒指導体制を見直し、児童生徒理解を着実に進めるとともに、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図ります。
- ・教育研究所内の教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めます。
- ・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ・各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、適切に活用します。また、いじめ防止に関して児童生徒が積極的に関わる取り組みを進めます。

(重点施策 2-(1)-①)

② インクルーシブ教育・支援教育の充実

- ・学校、家庭、関係機関等の連携のもとに支援体制を整え、個々の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる能力、個性を伸ばす教育を進めます。
- ・小・中学校へ支援教育補助員を配置し、学习上・学校生活上の困難に応じた支援に努め、インクルーシブ教育の充実に取り組みます。また、外国籍等児童生徒への日本語指導、ことばの教室(そにつく)の運営等、きめ細かな指導を進めます。

(重点施策 2-(1)-②)

(2) 教職員の働き方改革の推進

① 統合型校務支援システムの効果的な活用

- ・各校において、統合型校務支援システムを活用することで、校務のさらなる正確性の確保や効率化を図ります。

(重点施策 2-(2)-①)

② 部活動ガイドラインに基づく部活動の充実

- ・令和元年度に策定した「二宮町立学校に係る部活動の方針」に基づき、中学校における部活動について、引き続き適正かつ充実した取り組みとなるよう推進します。

(重点施策 2-(2)-②)

③ 働く場としての環境整備

- ・学校間ネットワークをはじめとする I C T 機器等を活用し、校務や教材研究等

に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します。

④ 外部人材と外部情報の効果的な活用

- ・学習協力者や体育・文化活動指導員など、専門的な知識や技能を持つ外部人材と外部情報の活用をより一層進めていきます。

(3) 教職員の指導力の向上

① 「教職員授業力向上研究事業」の推進

- ・学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、小中学校間の連携を図り、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育む授業づくりに努めます。
- ・児童生徒の学力向上を目指して、校内研究のさらなる充実を図り、授業改善に努めます。

(重点施策 2-(3)-①)

② 教育研究所における研修の充実

- ・学校教育に関する調査研究や各種教職員研修、教育指導員による訪問指導等を実施し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- ・教職員とともに、保護者や地域住民も参加できる研修を通じて、二宮町の教育について共通理解を深めます。

(重点施策 2-(3)-②)

(4) 児童生徒の学習環境の整備

① 学校施設等現況調査の実施

- ・現況の調査（躯体の健全度等の調査）を実施のうえ評価を行い、学校施設及び学校給食センターの個別施設管理計画（改修箇所の順位化、時期の計画等）の策定を進めます。

(重点施策 2-(4)-①)

3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

(1) 二宮町小中一貫教育校設置計画の推進

- ・「二宮町小中一貫教育校設置計画（案）」について、令和元年度に実施した意見交換会で寄せられた意見等を踏まえ、さらに調査研究を進めながら、計画案の見直しを行い、策定に向けた取り組みを進めます。

(重点施策 3-(1))

(2) 小中一貫教育カリキュラム研究の推進

- ・これまでの研究成果をいかし、小中学校教員のワーキングを通し、9年間を見通した授業づくりを目指します。

(重点施策 3-(2))

(3) コミュニティ・スクール運営の促進

① 地域における児童生徒の活動の促進

- ・学習協力者、体育・文化活動指導員等の地域教育力による支援を推進します。
- ・総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験など、地域で学ぶ教育を推進します。

(重点施策 3-(3)-①)

② 郷土愛の育成

- ・地域の行事への積極的な参加を促し、地域交流を通じて郷土を愛する気持ちを育てます。
- ・学習活動に地域教材を活用し、地域について学ぶ教育を進めます。

③ キャリア教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・意識の育成に努めます。また、児童生徒が発達段階に応じた勤労観、職業観を身に付け、社会に貢献できる力を育てます。
- ・児童生徒が学校で学ぶことと社会とのつながりを意識できるよう、自然の中での宿泊体験活動、総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験などの体験学習を生かしながら、学校の教育活動全体を通じて効果的なキャリア教育を進めます。

その他、学校教育における取り組み

(1) 学校における安全対策、安全教育

- ・「二宮町教育委員会学校防災方針」の見直しを行うとともに、各学校において「防災マニュアル」を適切に運用し、児童生徒の安全確保に努めます。
- ・「二宮町児童生徒安全対策協議会」等を通し、地域や関係機関と連携した安全体制の構築を推進します。
- ・「二宮町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。

(2) 情報教育

- ・高度情報化社会に生きる児童生徒の情報活用能力と情報社会に参画する態度の育成に努めます。

- ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実に努めます。

(3) 読書指導

- ・ 朝読書や読み聞かせの時間をはじめ、教育活動の中に読書の時間を取り入れることで、読書習慣の形成に取り組みます。
- ・ 学校図書館指導員を配置し、利用頻度を高めるように環境整備を進めます。
- ・ 学校図書館や町図書館の利用を進め、読書を通じて「考える力」、「感じる力」、「想像する力」を身につけられる機会を確保し、児童生徒の「主体的な学び」に繋がります。

(4) 「幼・保・小・中」の連続性を大切にした指導

- ・ 「幼・保・小交流会」等の充実に努め、学びや育ちの連続性を大切に、幼児教育から学校教育への円滑な接続を図ります。

(5) 学校給食センターにおける取り組み

- ・ 調理及び配送、配膳業務を委託した民間業者と連携し、安全でおいしい給食の安定的な提供に努めるとともに、栄養バランスのとれた、心のこもった手作りの給食を通して、児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実に努めます。
- ・ 子どもたちが地域の産業や農産物を身近に感じ、興味・関心が高まるよう、地産地消を推進します。

6 地域に向けた情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用

- ・ 地域とともにある開かれた学校づくりを推進するため、町ホームページや広報紙、学校だより等従来の手法に加え、学校独自のホームページ立ち上げを進めます。

(重点施策 7- (1))

2 社会教育

町民一人ひとりが、生涯いつでもどこでも自由に学習することができ、その成果が適切に評価されるような「生涯学習社会」の実現を目指し、多様な学習機会の提供、文化活動の推進、学習環境の整備をすすめます。

町の文化交流拠点として、生涯学習センター「ラディアン」及び図書館が開館 20 年を迎え、今後に向けたあり方の検討を行います。

また、将来の二宮町を担う子どもの健全育成のため、コミュニティ・スクールと連携しながら地域全体で子どもの学びや成長を支える「地域学校協働活動」の推進を図ります。

さらに、体育施設の維持管理、各種大会、団体等の支援を通じて、地域や仲間との連帯感の醸成や生涯スポーツの普及を図ります。

4 地域文化の向上

(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供

①文化芸術の振興・支援

- ・神奈川県西部地域ミュージアムズ連絡会への参加により広域連携による文化活動を推進します。また、ラディアンホールのイベント事業など各種団体と連携して文化・芸術活動を支援していきます。
- ・町民の日頃の文化活動の成果発表の場の提供、伝統芸能の保存及び郷土愛の醸成を目的として「文化祭」、「ピアノマラソンコンサート」、「民俗芸能のつどい」などを実施します。
- ・「ふたみ記念館」では、町出身の画家二見利節の絵画について、保存・展示に努めるとともに、展示ギャラリーの貸し出しを行うことで、施設の有効活用と地域に根ざした美術館を目指します。

(重点施策 4-(1)-①)

- ・町指定文化財や貴重な資料などの保存・整理に努め、展示等公開するとともに、「湘南二宮バーチャル郷土館」や「にのみや町民大学講座」等を通じて二宮の自然や歴史に触れる機会を提供し、二宮町の魅力発信を行います。

②多世代が集い、学習し交流拠点となる場としての生涯学習センター・ラディアン及び図書館のあり方の検討

- ・町民の交流拠点としてラディアン及び図書館の活用方法やあり方を他の事例も参考にしながら検討を行います。

(重点施策 4-(1)-②)

③二宮町生涯学習センター「ラディアン」施設 20 周年記念事業の推進

・ラディアン開館 20 周年を記念し、団体が実施するラディアンホールを活用した文化事業に支援を行うことにより、二宮町の文化の向上及び普及を図り、町民が多様な文化に触れることができる機会を提供します。

(重点施策 4-(1)-③)

④学習機会の整備

- ・生涯学習情報誌「身近な余暇ガイド」の情報収集・更新を行い、学習相談に応えるとともに、「町民大学サポーター制度」の周知・活用を図ります。
- ・生涯学習ボランティアが企画運営する「にのみや町民大学講座」を実施し、町民が主体となった学習機会を提供します。
- ・「にのみや町民大学講座」終了後も学習者が継続して学習できるよう、サークル化に向けた支援を行います。
- ・神奈川大学との包括協定事業の一環として、大学の資源を活用した事業を実施します。

(2) 図書館事業の推進

① 子育て支援の推進

- ・「ブックスタート事業」(子育て・健康課共催)を継続実施します。「あかちゃんをはじめてであう絵本」を配布し図書館利用の促進を図るとともに、子育てに関する図書を集めた「子育て関連図書コーナー」や子育て情報を集積した「子育て情報コーナー」の充実を図ります。
- ・子どもの年齢に合わせた行事や子育て支援関連事業を開催します。

② 図書館資料の充実

- ・新刊書や利用者からのリクエスト本等を新規に購入し、蔵書の更新を図るとともに、図書館基金を活用し、児童、ティーンズ向けや健康医療関連本等、図書資料の充実を図ります。

③ 図書館サービスの充実

- ・町の文化・情報の発信拠点として、「広報にのみや」、「ホームページ」を活用し、「図書館だより」の発行、また SNS (ツイッター、町フェイスブック) の活用により、図書館活動の PR や利用促進を図ります。
- ・町立小・中学校と連携し、読書の推進をしていくとともに、学校図書館担当者会議等で、学校と図書館の情報交換を積極的に行います。また、児童生徒の図書館利用を促進するため、小・中学校による資料活用や見学の実施を呼びかけます。

- ・夏休み前に「小・中学生にすすめたい本」リストを作成・配布します。
- ・ティーンズコーナーの充実を図り、中高生の居場所としてのコーナーづくりに努めます。
- ・学校の夏季休暇期間など、調べ学習での利用が多くなる時期に「こどものほんコーナー」に図書相談員を配置し、児童生徒の調べ学習の支援、読書相談を行います。夏季以外にも相談員の配置日を設け、年間を通じて児童および親子への本の相談にも対応します。
- ・「インターネットの蔵書検索システム」、「県内図書館の相互貸借システム」を活用し、予約・リクエスト等資料の迅速な提供に努めます。
- ・所蔵資料がさらに活用されるよう、書庫の本の紹介や時事に沿った展示コーナーで積極的に資料の紹介を行います。また、蔵書管理の徹底を図ります。
- ・町民のボランティア参加により、図書館運営及びサービスの向上を目指すと同時に図書館運営への理解を深めてもらいます。(録音図書ボランティア、修理ボランティア、書架整理ボランティア)
- ・二宮に関する資料や行政資料を収集・保存し、町に関する情報を町民がいつでも閲覧できるように整備します。「二宮ゆかりの人物ガイドブック」の増補改訂版の活用や、展示に力を入れ、二宮の歴史に触れる機会を提供します。
- ・今までに図書館を利用したことのない方の利用促進を目指します。

④ 二宮町新図書館開館 20 周年記念事業の推進

- ・新図書館開館 20 周年記念事業として、協力団体との共催講座および文学講座を開催します。

(重点施策 4-(2)-④)

(3) 社会教育事業の推進

① コミュニティ・スクールと連携した放課後子ども教室の拡充

- ・放課後の安全・安心な居場所作りと子どもたちの豊かな人間性を育むため地域学校協働活動推進員と連携し、地域のボランティアの方々の協力のもと放課後子ども教室を実施します。
- ・見守り、学習支援、放課後の居場所づくりなど地域学校協働活動を推進します。

(重点施策 4-(3)-①)

② 人権教育の推進

- ・様々な人権問題に対し、人権意識を育むために人権教育研修会等を開催し啓発を行います。

③ 青少年の健全育成

- ・青少年指導員連絡協議会、スポーツ推進委員、PTA連絡協議会、子ども会育

成会連絡協議会との協力・連携により、児童・生徒の地域活動を促進します。

- ・子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むため、レクリエーション、スポーツなどの体験活動や中学生が主体となって企画・運営する事業等を実施します。また、引き続き、子どもたちのリーダーも養成します。
- ・「中学生交流洋上体験研修」、「青少年交流キャンプ」などの実施、「子ども野外研修事業」等、子ども会事業の支援によって、広い視野を持った青少年を育成します。
- ・青少年環境浄化推進員との連携により、「青少年の健全育成キャンペーン」、「有害図書区分陳列の調査」及びPTA連絡協議会が行う「子どもSOSのいえ」への支援を実施し、青少年の社会環境浄化及び安全・安心の確保に努めます。
- ・ものづくりや科学実験等の体験活動の場として、「子どもチャレンジ教室」を実施します。

④ 社会教育関係団体との連携

- ・町内の各社会教育関係団体との連携を密にし、共催事業の実施、研修会の開催など活動の支援を行います。

⑤ 町民参加による大会の実施

- ・地区や団体等の参加による「町内一周継走大会」を実施し、地域住民と青少年の交流親睦を図ります。
- ・スポーツ推進委員連絡協議会主催の「バウンズボール大会」など町民が主体となったスポーツ事業の支援を行います。
- ・多くの町民が参加できる「二宮町体育祭」を開催し、町民へのスポーツ・レクリエーションの普及を図ると共に、地域の人たちのスポーツを通じたふれあいにより、地域住民同士の連帯感を醸成します。

5 社会教育施設の適切な運営

(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な運営

①生涯学習センター「ラディアン」長寿命化計画の策定

- ・ラディアン開館20年を迎え、現況調査をもとにした施設の長寿命化計画の策定と一部の修繕設計を実施し、施設の維持管理を図ります。
- ・町民の学習・文化活動の拠点として、ラディアンの適切な施設運営を行います。また、公共施設予約システムによる施設利用者の利便性の向上と施設運営の効率化を図ります。

(重点施策 56-(1)-①)

(2) 体育施設の適切な運営

- ・ 体育施設の効率的な運営や整備を行い、町民の主体的なスポーツ活動の場の提供を行います。また、生涯学習センター・ラディアンと同様に公共施設予約システムををを活用し、施設利用者の利便性の向上と施設運営の効率化を図ります。

6 地域に向けた情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用

- ・ 町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報紙等を通じて、また、社会教育関係団体、社会教育施設利用者等、人と人のネットワークを通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

(重点施策 6-(1))

重点施策と関連する主な予算事業

今年度の重点施策	関連する主な町予算事業名
1 児童生徒の「生きる力」の育成	
(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進	英語教育推進事業 教育用コンピューター借上事業
2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備	
(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実	教育相談・教育支援室事業 支援教育推進事業
(2) 教職員の働き方改革の推進	学校間ネットワーク推進事業
(3) 教職員の指導力の向上	教育研究所経費
(4) 児童生徒の学習環境の整備	一般経費（学校施設等現況調査委託料）
3 将来に向けた特色ある学校づくりのための検討	
(1) 二宮町小中一貫教育校設置計画の推進	コミュニティ・スクール運営促進事業
(2) 小中一貫教育カリキュラム研究の推進	
(3) コミュニティ・スクール運営の促進	
4 地域文化の向上	
(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供	文化財保護普及啓発事業 伝統芸能保存事業 文化振興事業 ふたみ記念館管理運営事業
(2) 図書館事業の推進	図書館資料整備事業 図書館運営事業
(3) 社会教育事業の推進	地域学校協働活動推進事業
5 社会教育施設の適切な運営	
(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な運営	生涯学習センター管理運営事業 テニスコート施設管理運営事業 武道館施設管理運営事業 町立体育施設管理運営事業 町民運動場施設管理運営事業 山西プール施設管理運営事業 町民温水プール施設管理運営事業
6 地域に向けた情報発信の強化	
(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用	

議案第33号

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

二宮町教育委員会事務局組織規則（昭和49年二宮町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育総務課の項を次のように改める。

別表（第3条関係）

教育総務課

教育総務班

- 1 教育委員会の会議に関する事。
- 2 大綱の策定に関する事。
- 3 総合教育会議に関する事。
- 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。
- 5 教育財産に関する事。
- 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。
- 7 教育委員会の規則及び規程の制定、改廃及び公布に関する事。
- 8 公印の管理に関する事。
- 9 教育功労者等の褒賞及び表彰に関する事。
- 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。
- 11 事務局における文書の收受、発送及び保存並びに学校における文書の通送に関する事。
- 12 教育委員会の予算に関する事。
- 13 教育行政の広報及び調査意見の聴取に関する事。
- 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。
- 15 事務局職員及び県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、服務、研修その他人事に関する事。
- 16 学級編制に関する事。
- 17 県費負担教職員の内申、分限、懲戒及び人事に関する事。
- 18 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生及びその他の事務に関する事。
- 19 児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。
- 20 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- 21 学校環境衛生に関する事。
- 22 日本スポーツ振興センターに関する事。

- 23 児童及び生徒の就学援助に関する事。
- 24 通学路に関する事。
- 25 公立学校施設整備費国庫負担金などに係る事務に関する事。
- 26 教具その他設備整備に関する事。
- 27 教科用図書の無償給与に関する事。
- 28 学齡簿の作成及び保管に関する事。
- 29 児童及び生徒の就学事務に関する事。
- 30 その他学事に関する事。
- 31 奨学生に関する事。
- 32 公立学校共済組合に関する事。
- 33 学校給食及び学校給食共同調理場に関する事。
- 34 教育委員会内の連絡調整に関する事。
- 35 課内の庶務に関する事。

指導班

- 1 教科用図書の採択に関する事。
- 2 教材の取扱いに関する事。
- 3 小中一貫教育に関する事
- 4 通学区域の設定及び変更に関する事。
- 5 学校教育の振興に関する調査、企画及び立案に関する事。
- 6 学校運営協議会に関する事。
- 7 教職員研究奨励に関する事。
- 8 児童及び生徒の保健安全指導に関する事。
- 9 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関する事。
- 10 障害のある児童生徒の就学指導及び支援に関する事。
- 11 県費負担教職員の研修に関する事。
- 12 その他学校教育の指導に関する事。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>教育総務課</p> <p>教育総務班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 大綱の策定に関する事。 3 総合教育会議に関する事。 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。 5 教育財産に関する事。 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。 7 教育委員会の規則及び規程の制定、改廃及び公布に関する事。 8 公印の管理に関する事。 9 教育功労者等の褒賞及び表彰に関する事。 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。 11 事務局における文書の收受、発送及び保存並びに学校における文書の通送に関する事。 12 教育委員会の予算に関する事。 13 教育行政の広報及び調査意見の聴取に関する事。 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。 15 事務局職員及び県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、服務、研修その他人事に関する事。 16 <u>学級編制に関する事。</u> 17 <u>県費負担教職員の内申、分限、懲戒及び人事に関する事。</u> 18 <u>県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生及びその他の事務に関する事。</u> 	<p>教育総務課</p> <p>教育総務班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 大綱の策定に関する事。 3 総合教育会議に関する事。 4 学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。 5 教育財産に関する事。 6 教育財産に係る寄付財産の受け入れに関する事。 7 教育委員会の規則及び規程の制定、改廃及び公布に関する事。 8 公印の管理に関する事。 9 教育功労者等の褒賞及び表彰に関する事。 10 教育委員会所掌の調査及び統計に関する事。 11 事務局における文書の收受、発送及び保存並びに学校における文書の通送に関する事。 12 教育委員会の予算に関する事。 13 教育行政の広報及び調査意見の聴取に関する事。 14 県、市町村教育委員会、町長部局、その他行政機関との連絡調整に関する事。 15 事務局職員及び県費負担教職員以外の学校職員の配置、任免、服務、研修その他人事に関する事。

改正後	改正前
19 児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。	16 児童、生徒及び教職員の健康診断に関する事。
20 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。	17 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
21 学校環境衛生に関する事。	18 学校環境衛生に関する事。
22 日本スポーツ振興センターに関する事。	19 日本スポーツ振興センターに関する事。
23 児童及び生徒の就学援助に関する事。	20 児童及び生徒の就学援助に関する事。
24 通学路に関する事。	21 通学路に関する事。
25 公立学校施設整備費国庫負担金などに係る事務に関する事。	22 公立学校施設整備費国庫負担金などに係る事務に関する事。
26 教具その他設備整備に関する事。	23 教具その他設備整備に関する事。
27 教科用図書の無償給与に関する事。	24 教科用図書の無償給与に関する事。
28 学齢簿の作成及び保管に関する事。	25 学齢簿の作成及び保管に関する事。
29 児童及び生徒の就学事務に関する事。	26 児童及び生徒の就学事務に関する事。
30 その他学事に関する事。	27 その他学事に関する事。
31 奨学生に関する事。	28 奨学生に関する事。
32 公立学校共済組合に関する事。	29 公立学校共済組合に関する事。
33 学校給食及び学校給食共同調理場に関する事。	30 学校給食及び学校給食共同調理場に関する事。
34 教育委員会内の連絡調整に関する事。	31 教育委員会内の連絡調整に関する事。
35 課内の庶務に関する事。	32 課内の庶務に関する事。

改正後	改正前
<p>指導班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教科用図書の採択に関する事。 2 教材の取扱いに関する事。 3 小中一貫教育に関する事 4 通学区域の設定及び変更に関する事。 5 学校教育の振興に関する調査、企画及び立案に関する事。 6 学校運営協議会に関する事。 7 教職員研究奨励に関する事。 8 児童及び生徒の保健安全指導に関する事。 9 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関する事。 10 障害のある児童生徒の就学指導及び支援に関する事。 <u>11 県費負担教職員の研修に関する事。</u> 12 その他学校教育の指導に関する事。 	<p>指導班</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 学級編制に関する事。</u> 2 教科用図書の採択に関する事。 3 教材の取扱いに関する事。 4 小中一貫教育に関する事 5 通学区域の設定及び変更に関する事。 6 学校教育の振興に関する調査、企画及び立案に関する事。 7 学校運営協議会に関する事。 8 教職員研究奨励に関する事。 9 児童及び生徒の保健安全指導に関する事。 10 学校教育指導関係資料の編集及び刊行に関する事。 11 障害のある児童生徒の就学指導及び支援に関する事。 12 その他学校教育の指導に関する事。 <u>13 県費負担教職員の内申、分限、懲戒、人事及び研修に関する事。</u> <u>14 県費負担教職員の災害補償、服務、福利厚生及びその他の事務に関する事。</u>

議案第34号

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年二宮町教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「特別の教科道徳並びに道徳、外国語活動、及び」を「特別の教科である道徳、外国語活動及び」に改める。

第13条の3を削る。

第20条中「又は養護教諭」を「、養護教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育長に報告するものとする。</p> <p>(1) 各教科、<u>特別の教科である道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間の</u>学年別授業時数</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(職の発令)</p> <p>第20条 第13条の2の規定により設けられた職は、<u>教諭、養護教諭又は栄養教諭</u>のうちから、第14条から前条までの規定により設けられた職は、<u>学校栄養職員又は事務職員</u>のうちから神奈川県教育委員会が任命する。</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育長に報告するものとする。</p> <p>(1) 各教科、<u>特別の教科道徳並びに道徳、外国語活動、及び総合的な学習の時間の</u>学年別授業時数</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(学校評議員)</u></p> <p><u>第13条の3 学校には、学校評議員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</u></p> <p><u>3 学校評議員は、教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、二宮町学校運営協議会規則(平成30年二宮町教育委員会規則第5号)第3条の規定により学校運営協議会を設置する学校においては、学校評議員を置かないこととする。</u></p> <p>(職の発令)</p> <p>第20条 第13条の2の規定により設けられた職は、<u>教諭又は養護教諭又は栄養教諭</u>のうちから、第14条から前条までの規定により設けられた職は、<u>学校栄養職員又は事務職員</u>のうちから神奈川県教育委員会が任命する。</p>

議案第35号

二宮町図書館規則の一部を改正する規則について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町図書館規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町図書館規則の一部を改正する規則

二宮町図書館規則（昭和50年二宮町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午後7時」を「午後5時」に改め、同項ただし書中「土曜日、日曜日及び祝日」を「祝日を除く水曜日及び金曜日」に、「午後5時」を「午後7時」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町図書館規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第5条 図書館の利用時間は、午前9時30分から<u>午後5時</u>までとする。ただし、<u>祝日</u>を除く<u>水曜日及び金曜日</u>にあつては、<u>午後7時</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第5条 図書館の利用時間は、午前9時30分から<u>午後7時</u>までとする。ただし、<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>にあつては、<u>午後5時</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第36号

二宮町青少年指導員設置規則の一部を改正する規則について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町青少年指導員設置規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町青少年指導員設置規則の一部を改正する規則

二宮町青少年指導員設置規則（昭和49年二宮町教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「職務」の次に「等」を加える。

第7条を削る。

第6条第2項中「免職」を「解嘱」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 青少年指導員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（謝礼等）

第9条 青少年指導員の謝礼は、年額28,300円とする。その他必要な経費は別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町青少年指導員設置規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職務等) 第3条 (略)</p> <p>第4条 <u>青少年指導員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。</u></p> <p>(委嘱) 第5条 (略)</p> <p>(定数) 第6条 (略)</p> <p>(任期) 第7条 (略) 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においても<u>解雇</u>することができる。</p> <p>(謝礼等) 第9条 <u>青少年指導員の謝礼は、年額28,300円とする。その他必要な経費は別に定める。</u></p> <p>(委任) 第10条 (略)</p>	<p>(職務) 第3条 (略)</p> <p>(委嘱) 第4条 (略)</p> <p>(定数) 第5条 (略)</p> <p>(任期) 第6条 (略) 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においても<u>免職</u>することができる。</p> <p>(服務) 第7条 <u>青少年指導員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。</u> 2 <u>青少年指導員は、その職務を遂行するに当って、法令条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。</u></p> <p>(委任) 第9条 (略)</p>

議案第37号

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則（平成31年二宮町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第5条中第2号を第4号とし、第3号を第5号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(3) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動

第12条を次のように改める。

(経費の支出)

第12条 推進員が活動に要する経費、又はその他必要な経費は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町地域学校協働活動推進員設置規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置) 第3条 (略)</p> <p>(職務) 第5条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動</u> <u>(3) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動</u> (4) (略) (5) (略)</p> <p>(経費の支出) 第12条 <u>推進員が活動に要する経費、又はその他必要な経費は、別に定める。</u></p>	<p>(設置) 第3条 (略) <u>2 推進員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職の職員とする。</u></p> <p>(職務) 第5条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>(報酬及び費用弁償) 第12条 <u>推進員の報酬及び費用弁償は、二宮町特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の定めるところによる。</u></p>

議案第38号

二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、所定の改正を行うため提案する。

二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程

二宮町立学校職員服務規程（平成19年二宮町教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「同項」を「前項」に、「前項」を「同項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、所属長は、育児又は介護を行う職員その他特別な事情がある職員の勤務時間の割振りについて、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員の勤務開始時刻及び終了時刻をそれぞれ30分繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、所属長は、所属における他の職員との均衡を勘案した上で、職員の勤務時間の割振りについて、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員の勤務開始時刻及び終了時刻をそれぞれ1時間30分以内の範囲内で30分を単位として繰り上げ又は繰り下げることができる。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間の承認等）

第15条の2 職員は、介護時間を受けようとするときには介護時間簿（第17号様式の2）により、原則として当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに所属長に願い出て、その承認を受けなければならない。

- 2 所属長は、前項の介護時間の承認の願い出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 3 所属長は、公務の運営に支障がある日又は時間を除き、第1項の願い出に係る承認を行うものとする。

第1号様式から第13号様式中「平成」を削る。

第14号様式を次のように改める。

職 員 出 勤 簿

(年)	職 名		變 更 (. .)		氏 名 職 員 番 号		勤 出 認 印														變 更 (. .)		備 考
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
1 月	1	元 休 日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15									
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
2 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15								
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28										
3 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15								
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
4 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15								
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								
5 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15								
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
6 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15								
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								

月	校長印	出勤確認印														備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		15
7月		1															
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

第15号様式及び第17号様式中「平成」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

(第2面及び継続用紙)

請求の期間		請求年月日		印	承認の可否	校長印	教頭印	出勤簿等 照合済印	備考
		期	間						
年	月	日から	日まで	年	月	日			
		<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日から	日まで	年	月	日			
		<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日から	日まで	年	月	日			
		<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日から	日まで	年	月	日			
		<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			
年	月	日から	日まで	年	月	日			
		<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			

備考 □のある欄には、該当する□内に「」印を記入すること。

(第3面)

休暇の取消し等の期間		時間数	印	校長印	教頭印	出勤簿等 照合済印	備考
年 月 日	日から 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時間 分					
年 月 日	日から 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時間 分					
年 月 日	日から 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時間 分					
年 月 日	日から 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時間 分					
年 月 日	日から 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時間 分					
年 月 日	日から 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時間 分					
年 月 日	日から 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時間 分					
年 月 日	日から 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	時間 分					

備考 □のある欄には、該当する□内に「」印を記入すること。

第20号様式、第23号様式及び第24号様式中「平成」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定による勤務時間の割振りによっては、学校の円滑な運営を期すことができないと認められるときは、<u>同項の規定にかかわらず、所属長は、勤務開始時刻から終了時刻までの通算時間を8時間30分とし、その間において7時間45分を割振ることができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、所属長は、育児又は介護を行う職員その他特別な事情がある職員の勤務時間の割振りについて、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員の勤務開始時刻及び終了時刻をそれぞれ30分繰り上げ又は繰り下げることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、所属長は、所属における他の職員との均衡を勘案した上で、職員の勤務時間の割振りについて、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員の勤務開始時刻及び終了時刻をそれぞれ1時間30分以内の範囲内で30分を単位として繰り上げ又は繰り下げることができる。</u></p> <p>(介護時間の承認等)</p> <p>第15条の2 <u>職員は、介護時間を受けようとするときには介護時間簿（第17号様式の2）により、原則として当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに所属長に願い出て、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>所属長は、前項の介護時間の承認の願い出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>所属長は、公務の運営に支障がある日又は時間を除き、第1項の願い出に係る承認を行うものとする。</u></p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 同項の規定による勤務時間の割振りによっては、学校の円滑な運営を期すことができないと認められるときは、<u>前項の規定にかかわらず、所属長は、勤務開始時刻から終了時刻までの通算時間を8時間30分とし、その間において7時間45分を割振ることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">保 証 書</p> <p>住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者が貴委員会の職員として採用された上は、本人の責めに帰する理由により貴町に与えた損害については、一切引き受け、御迷惑をかけることを保証します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 二宮町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">(保証人)</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟ 年 月 日生 本人との関係</p> <p style="text-align: right;">(保証人)</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟ 年 月 日生 本人との関係</p>	<p>第1号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">保 証 書</p> <p>住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者が貴委員会の職員として採用された上は、本人の責めに帰する理由により貴町に与えた損害については、一切引き受け、御迷惑をかけることを保証します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 二宮町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">(保証人)</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟ 年 月 日生 本人との関係</p> <p style="text-align: right;">(保証人)</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟ 年 月 日生 本人との関係</p>

改正後					改正前				
第2号様式 (第4条関係) 勤務記録カード追加変更報告書					第2号様式 (第4条関係) 勤務記録カード追加変更報告書				
年 月 日					平成 年 月 日				
二宮町教育委員会教育長 様					二宮町教育委員会教育長 様				
二宮町立 学校長 団					二宮町立 学校長 団				
履歴事項の追加変更を次のとおり報告します。					履歴事項の追加変更を次のとおり報告します。				
該当職員 職名 氏名					該当職員 職名 氏名				
番号	事 項	年 月 日	該当事項の内容	添付書類	番号	事 項	年 月 日	該当事項の内容	添付書類
1	氏名の変更			事項を証する書類 (校長の承認があれば省略可)	1	氏名の変更			事項を証する書類 (校長の承認があれば省略可)
2	住所の変更				2	住所の変更			
3	学歴の追加			事項を証する書類 の写し	3	学歴の追加			事項を証する書類 の写し
4	資格の得失				4	資格の得失			
5	市町村教委 発令事項				5	市町村教委 発令事項			
6	その他				6	その他			

改正後	改正前
<p>第3号様式（第5条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p>上記の者は、二宮町立 学校に勤務する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">二宮町教育委員会 印</p> </div> <p>（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>一 職員は、公務中は常にこの証明書を所持し、職務執行に当たり必要があるときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>二 証明書は、取扱いを慎重にし、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>三 記載事項に異動が生じた場合は、速やかに書換の手続きをしなければならない。</p> <p>四 亡失又は損傷したときは、再交付願いを提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>五 退職、死亡等の場合は、遅滞なく当該職員の所属していた学校の校長を経て教育長に返納しなければならない。</p> </div>	<p>第3号様式（第5条関係） （表）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p>上記の者は、二宮町立 学校に勤務する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">二宮町教育委員会 印</p> </div> <p>（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>一 職員は、公務中は常にこの証明書を所持し、職務執行に当たり必要があるときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>二 証明書は、取扱いを慎重にし、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p> <p>三 記載事項に異動が生じた場合は、速やかに書換の手続きをしなければならない。</p> <p>四 亡失又は損傷したときは、再交付願いを提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>五 退職、死亡等の場合は、遅滞なく当該職員の所属していた学校の校長を経て教育長に返納しなければならない。</p> </div>

改正後	改正前																																																																																										
<p>第5号様式（第5条関係） 身分証明書記載事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">二宮町立 学校長 回</p> <p>次の職員の身分証明書記載事項に変更が生じたので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職員番号</th> <th style="width: 15%;">氏 名</th> <th style="width: 15%;">変更年月日</th> <th style="width: 40%;">変更前記載内容</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	職員番号	氏 名	変更年月日	変更前記載内容	備 考																																									<p>第5号様式（第5条関係） 身分証明書記載事項変更届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">二宮町立 学校長 回</p> <p>次の職員の身分証明書記載事項に変更が生じたので届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">職員番号</th> <th style="width: 15%;">氏 名</th> <th style="width: 15%;">変更年月日</th> <th style="width: 40%;">変更前記載内容</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	職員番号	氏 名	変更年月日	変更前記載内容	備 考																																								
職員番号	氏 名	変更年月日	変更前記載内容	備 考																																																																																							
職員番号	氏 名	変更年月日	変更前記載内容	備 考																																																																																							

改正後	改正前																												
<p>第6号様式 (第5条関係) 身分証明書再交付願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">二宮町立 学校長 団</p> <p>次の職員の身分証明書の再交付をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">職 員 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亡失 (損傷) 年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亡失 (損傷) の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亡失 (損傷) の事情</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再交付年月日</td> <td style="text-align: center;">※ 年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考 1 亡失 (損傷) の事情は、できるだけ詳細に書くこと。もし明確でない場合は、推定して記載し、末尾に「(推定)」と付記すること。 2 ※印欄は、願出者は記入しないこと。 3 再交付後、亡失したものが見つかった場合は速やかに返納すること。</p>	職 員 番 号		氏 名		生 年 月 日		亡失 (損傷) 年月日		亡失 (損傷) の場所		亡失 (損傷) の事情		再交付年月日	※ 年 月 日	<p>第6号様式 (第5条関係) 身分証明書再交付願</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">二宮町立 学校長 団</p> <p>次の職員の身分証明書の再交付をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">職 員 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亡失 (損傷) 年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亡失 (損傷) の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亡失 (損傷) の事情</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再交付年月日</td> <td style="text-align: center;">※ 平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>備考 1 亡失 (損傷) の事情は、できるだけ詳細に書くこと。もし明確でない場合は、推定して記載し、末尾に「(推定)」と付記すること。 2 ※印欄は、願出者は記入しないこと。 3 再交付後、亡失したものが見つかった場合は速やかに返納すること。</p>	職 員 番 号		氏 名		生 年 月 日		亡失 (損傷) 年月日		亡失 (損傷) の場所		亡失 (損傷) の事情		再交付年月日	※ 平成 年 月 日
職 員 番 号																													
氏 名																													
生 年 月 日																													
亡失 (損傷) 年月日																													
亡失 (損傷) の場所																													
亡失 (損傷) の事情																													
再交付年月日	※ 年 月 日																												
職 員 番 号																													
氏 名																													
生 年 月 日																													
亡失 (損傷) 年月日																													
亡失 (損傷) の場所																													
亡失 (損傷) の事情																													
再交付年月日	※ 平成 年 月 日																												

改正後	改正前																																																																																										
<p>第7号様式 (第5条関係) 身分証明書の返納書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">二宮町立 学校長 印</p> <p>次の職員が 年 月 日付けで転出(退職)しましたので、身分証明書を返納します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>職員番号</th> <th>氏 名</th> <th>返 納 事 由</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	No.	職員番号	氏 名	返 納 事 由	備 考																																									<p>第7号様式 (第5条関係) 身分証明書の返納書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">二宮町立 学校長 印</p> <p>次の職員が平成 年 月 日付けで転出(退職)しましたので、身分証明書を返納します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>職員番号</th> <th>氏 名</th> <th>返 納 事 由</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	No.	職員番号	氏 名	返 納 事 由	備 考																																								
No.	職員番号	氏 名	返 納 事 由	備 考																																																																																							
No.	職員番号	氏 名	返 納 事 由	備 考																																																																																							

改正後	改正前								
<p>第8号様式 (第7条関係) 職務専念義務免除承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 ㊟</p> <p>次のとおり職務専念義務の免除の承認を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">期 間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (所要日数及び時間 日 時間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table>	期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (所要日数及び時間 日 時間)	理 由		<p>第8号様式 (第7条関係) 職務専念義務免除承認申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 ㊟</p> <p>次のとおり職務専念義務の免除の承認を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">期 間</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで (所要日数及び時間 日 時間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table>	期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで (所要日数及び時間 日 時間)	理 由	
期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (所要日数及び時間 日 時間)								
理 由									
期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで (所要日数及び時間 日 時間)								
理 由									

改正後	改正前
<p>(裏)</p> <p>備考 1 「事業の内容」の欄には、事業団体、教育研究機関等の事業内容を具体的に記載すること。</p> <p>2 「事業形態の種別」の欄には、例えば、「社団法人」、「財団法人」等のように、設立形式の種別を記載すること。</p> <p>3 「勤務の態様」の欄には、常勤、非常勤の別（臨時の場合はその旨）を記載すること。</p> <p>4 「勤務時間」の欄には、1日の勤務時間又は1週における延べ勤務時間及び1週間又は1月の総出勤日数を記載すること。</p> <p>5 「収入額」の欄には、月収総額及び給与等の支給方法（例えば、1時間につき何円、1日につき何円等）を記載すること。なお、毎月定額の収入がない場合は、事業に従事する期間の収入の総額に基づいて月平均の収入額を記載し、収入がない場合及び教育研究で経費を要する場合は、それぞれの旨を記載すること。</p> <p>6 「兼職等の期間」の欄には、従事期間の始期及び終期を記載すること。この場合において、その終期の不確定のものは、その旨を記載すること。</p> <p>7 ※印の欄には、申請者は記載しないこと。</p>	<p>(裏)</p> <p>備考 1 「事業の内容」の欄には、事業団体、教育研究機関等の事業内容を具体的に記載すること。</p> <p>2 「事業形態の種別」の欄には、例えば、「社団法人」、「財団法人」等のように、設立形式の種別を記載すること。</p> <p>3 「勤務の態様」の欄には、常勤、非常勤の別（臨時の場合はその旨）を記載すること。</p> <p>4 「勤務時間」の欄には、1日の勤務時間又は1週における延べ勤務時間及び1週間又は1月の総出勤日数を記載すること。</p> <p>5 「収入額」の欄には、月収総額及び給与等の支給方法（例えば、1時間につき何円、1日につき何円等）を記載すること。なお、毎月定額の収入がない場合は、事業に従事する期間の収入の総額に基づいて月平均の収入額を記載し、収入がない場合及び教育研究で経費を要する場合は、それぞれの旨を記載すること。</p> <p>6 「兼職等の期間」の欄には、従事期間の始期及び終期を記載すること。この場合において、その終期の不確定のものは、その旨を記載すること。</p> <p>7 ※印の欄には、申請者は記載しないこと。</p>

改正後	改正前																																																																								
<p>第10号様式（第9条関係） （表）</p> <p style="text-align: center;">官利企業等の従事許可（等）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 ㊟ (校長認印)</p> <p>地方公務員法第38条第1項及び二宮町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり官利企業等従事の許可及び職務専念義務の免除の承認を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">1 就こうとする業務の属する団体について</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">ア 団体の名称</td> <td style="width: 25%;">イ 団体の種別</td> <td style="width: 25%;">ウ 所在地</td> <td style="width: 25%;">エ 団体の事業の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 就こうとする業務について</td> </tr> <tr> <td>ア 職名等</td> <td>イ 従事期間 年 月 日～年 月 日</td> <td>ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()</td> <td>エ 勤務時間 時 分～時 分</td> </tr> <tr> <td>エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日</td> <td>オ 勤務時間 時 分～時 分</td> <td>カ 職専免の対象 時 分～時 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ 収入 有・無 a 報酬 b 実費 c その他 () 軽費 () 収入額 円 支給方法 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 職務内容と責任の程度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">3 従事を必要とする理由</td> </tr> <tr> <td colspan="4">4 従事が現職遂行に与える影響その他参考事項</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">※ 許可番号</p> <p style="text-align: center;">官利企業等の従事許可（等）通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">二宮町教育委員会教育長 ㊟</p> <p>※ 上記については、次のとおり許可し、及び承認する。</p> <p>1 期 間</p> <p>2 条 件</p> </div>	1 就こうとする業務の属する団体について				ア 団体の名称	イ 団体の種別	ウ 所在地	エ 団体の事業の内容	2 就こうとする業務について				ア 職名等	イ 従事期間 年 月 日～年 月 日	ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()	エ 勤務時間 時 分～時 分	エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日	オ 勤務時間 時 分～時 分	カ 職専免の対象 時 分～時 分		カ 収入 有・無 a 報酬 b 実費 c その他 () 軽費 () 収入額 円 支給方法 ()				キ 職務内容と責任の程度				3 従事を必要とする理由				4 従事が現職遂行に与える影響その他参考事項				<p>第10号様式（第9条関係） （表）</p> <p style="text-align: center;">官利企業等の従事許可（等）申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 ㊟ (校長認印)</p> <p>地方公務員法第38条第1項及び二宮町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり官利企業等従事の許可及び職務専念義務の免除の承認を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">1 就こうとする業務の属する団体について</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">ア 団体の名称</td> <td style="width: 25%;">イ 団体の種別</td> <td style="width: 25%;">ウ 所在地</td> <td style="width: 25%;">エ 団体の事業の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 就こうとする業務について</td> </tr> <tr> <td>ア 職名等</td> <td>イ 従事期間 年 月 日～年 月 日</td> <td>ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()</td> <td>エ 勤務時間 時 分～時 分</td> </tr> <tr> <td>エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日</td> <td>オ 勤務時間 時 分～時 分</td> <td>カ 職専免の対象 時 分～時 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カ 収入 有・無 a 報酬 b 実費 c その他 () 軽費 () 収入額 円 支給方法 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ 職務内容と責任の程度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">3 従事を必要とする理由</td> </tr> <tr> <td colspan="4">4 従事が現職遂行に与える影響その他参考事項</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">※ 許可番号</p> <p style="text-align: center;">官利企業等の従事許可（等）通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">二宮町教育委員会教育長 ㊟</p> <p>※ 上記については、次のとおり許可し、及び承認する。</p> <p>1 期 間</p> <p>2 条 件</p> </div>	1 就こうとする業務の属する団体について				ア 団体の名称	イ 団体の種別	ウ 所在地	エ 団体の事業の内容	2 就こうとする業務について				ア 職名等	イ 従事期間 年 月 日～年 月 日	ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()	エ 勤務時間 時 分～時 分	エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日	オ 勤務時間 時 分～時 分	カ 職専免の対象 時 分～時 分		カ 収入 有・無 a 報酬 b 実費 c その他 () 軽費 () 収入額 円 支給方法 ()				キ 職務内容と責任の程度				3 従事を必要とする理由				4 従事が現職遂行に与える影響その他参考事項			
1 就こうとする業務の属する団体について																																																																									
ア 団体の名称	イ 団体の種別	ウ 所在地	エ 団体の事業の内容																																																																						
2 就こうとする業務について																																																																									
ア 職名等	イ 従事期間 年 月 日～年 月 日	ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()	エ 勤務時間 時 分～時 分																																																																						
エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日	オ 勤務時間 時 分～時 分	カ 職専免の対象 時 分～時 分																																																																							
カ 収入 有・無 a 報酬 b 実費 c その他 () 軽費 () 収入額 円 支給方法 ()																																																																									
キ 職務内容と責任の程度																																																																									
3 従事を必要とする理由																																																																									
4 従事が現職遂行に与える影響その他参考事項																																																																									
1 就こうとする業務の属する団体について																																																																									
ア 団体の名称	イ 団体の種別	ウ 所在地	エ 団体の事業の内容																																																																						
2 就こうとする業務について																																																																									
ア 職名等	イ 従事期間 年 月 日～年 月 日	ウ 勤務の態様 a 常勤 b 非常勤 c 臨時 d その他 ()	エ 勤務時間 時 分～時 分																																																																						
エ 勤務日 () 週平均 日 (又は月平均 日) 計 日	オ 勤務時間 時 分～時 分	カ 職専免の対象 時 分～時 分																																																																							
カ 収入 有・無 a 報酬 b 実費 c その他 () 軽費 () 収入額 円 支給方法 ()																																																																									
キ 職務内容と責任の程度																																																																									
3 従事を必要とする理由																																																																									
4 従事が現職遂行に与える影響その他参考事項																																																																									

改正後	改正前
<p>(裏)</p> <p>備考 1 1イの「団体の種別」については、設立形式の種別（「株式会社」、「社団法人」、「財団法人」等）を記載する。</p> <p>2 2イの「従事期間」については、「a新規」、「b継続」のいずれかに○を付ける。</p> <p>3 2ウの「勤務の態様」については、該当する項目に○を付ける。該当するものがない場合は、内容を具体的に記載する。</p> <p>4 2エの「勤務日」については、日又は曜日等により指定されている場合には、その旨を記載する。</p> <p>5 2オの「勤務時間」については、1日における実際に従事する時間及び職務専念義務の免除を必要とする時間（往復等に要する時間を含む。）を記載する。あらかじめ時間を特定できない場合は、「随時」と記載する。</p> <p>6 2カの「収入」については、「有」「無」のいずれかに○を付ける。「有」に○を付けた場合は、該当する項目に○を付け、該当するものがない場合は、収入の名称（「謝礼」等）を記載する。「経費」については教育研究等で経費を要する場合にその内容を、「収入額」については月額又は年額等を記載し、「支給方法」については収入の算定式その他支給方法（例えば「1日何円×勤務日数何回＝何円」等）を簡略に記載する。</p> <p>7 4の「従事が現職遂行に与える影響その他参考事項」については、同一従事期間内において既に、営利企業等の従事許可を受けている場合又は他の事由（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1号に掲げる事由に限る。）により職務専念義務の免除を承認されている場合には、その内容を併せて記載する。</p> <p>8 ※印の欄は、申請者においては記載しないこと。</p> <p>9 許可申請事項に変更を生じた場合は、新たに許可申請手続をとることとする。</p>	<p>(裏)</p> <p>備考 1 1イの「団体の種別」については、設立形式の種別（「株式会社」、「社団法人」、「財団法人」等）を記載する。</p> <p>2 2イの「従事期間」については、「a新規」、「b継続」のいずれかに○を付ける。</p> <p>3 2ウの「勤務の態様」については、該当する項目に○を付ける。該当するものがない場合は、内容を具体的に記載する。</p> <p>4 2エの「勤務日」については、日又は曜日等により指定されている場合には、その旨を記載する。</p> <p>5 2オの「勤務時間」については、1日における実際に従事する時間及び職務専念義務の免除を必要とする時間（往復等に要する時間を含む。）を記載する。あらかじめ時間を特定できない場合は、「随時」と記載する。</p> <p>6 2カの「収入」については、「有」「無」のいずれかに○を付ける。「有」に○を付けた場合は、該当する項目に○を付け、該当するものがない場合は、収入の名称（「謝礼」等）を記載する。「経費」については教育研究等で経費を要する場合にその内容を、「収入額」については月額又は年額等を記載し、「支給方法」については収入の算定式その他支給方法（例えば「1日何円×勤務日数何回＝何円」等）を簡略に記載する。</p> <p>7 4の「従事が現職遂行に与える影響その他参考事項」については、同一従事期間内において既に、営利企業等の従事許可を受けている場合又は他の事由（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1号に掲げる事由に限る。）により職務専念義務の免除を承認されている場合には、その内容を併せて記載する。</p> <p>8 ※印の欄は、申請者においては記載しないこと。</p> <p>9 許可申請事項に変更を生じた場合は、新たに許可申請手続をとることとする。</p>

改正後						改正前					
第11号様式 (第10条関係)						第11号様式 (第10条関係)					
研 修 計 画 書						研 修 計 画 書					
年 月 日						平成 年 月 日					
二宮町立 学校長 様						二宮町立 学校長 様					
職 氏 名 ㊟						職 氏 名 ㊟					
No.	研修日 又は 研修期間	年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合	No.	研修日 又は 研修期間	平成 年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合
		年 月 日()まで 日						平成 年 月 日()まで 日			
	研修場所						研修場所				
	予定して いる研修 の概要						予定して いる研修 の概要				
No.	研修日 又は 研修期間	年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合	No.	研修日 又は 研修期間	平成 年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合
		年 月 日()まで 日						平成 年 月 日()まで 日			
	研修場所						研修場所				
	予定して いる研修 の概要						予定して いる研修 の概要				
No.	研修日 又は 研修期間	年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合	No.	研修日 又は 研修期間	平成 年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合
		年 月 日()まで 日						平成 年 月 日()まで 日			
	研修場所						研修場所				
	予定して いる研修 の概要						予定して いる研修 の概要				
No.	研修日 又は 研修期間	年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合	No.	研修日 又は 研修期間	平成 年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合
		年 月 日()まで 日						平成 年 月 日()まで 日			
	研修場所						研修場所				
	予定して いる研修 の概要						予定して いる研修 の概要				
No.	研修日 又は 研修期間	年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合	No.	研修日 又は 研修期間	平成 年 月 日()から(限り)	承認印	教頭印	出勤簿照合
		年 月 日()まで 日						平成 年 月 日()まで 日			
	研修場所						研修場所				
	予定して いる研修 の概要						予定して いる研修 の概要				

注 1 研修計画に変更があった場合は、訂正内容を朱書きすること。
2 勤務態様を変更した場合は、赤で斜線を引き、「削除」と欄外に記載すること。

注 1 研修計画に変更があった場合は、訂正内容を朱書きすること。
2 勤務態様を変更した場合は、赤で斜線を引き、「削除」と欄外に記載すること。

改正後	改正前																
第12号様式（第10条関係） 研 修 報 告 書 年 月 日 二宮町立 学校長 様 職 氏 名 _____ ㊟	第12号様式（第10条関係） 研 修 報 告 書 平成 年 月 日 二宮町立 学校長 様 職 氏 名 _____ ㊟																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">研修計画書の番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>研修日又は研修期間</td> <td>年 月 日()～ 年 月 日() 日</td> </tr> <tr> <td>研修テーマ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修内容</td> <td></td> </tr> </table>	研修計画書の番号		研修日又は研修期間	年 月 日()～ 年 月 日() 日	研修テーマ		研修内容		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">研修計画書の番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>研修日又は研修期間</td> <td>平成 年 月 日()～平成 年 月 日() 日</td> </tr> <tr> <td>研修テーマ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修内容</td> <td></td> </tr> </table>	研修計画書の番号		研修日又は研修期間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日() 日	研修テーマ		研修内容	
研修計画書の番号																	
研修日又は研修期間	年 月 日()～ 年 月 日() 日																
研修テーマ																	
研修内容																	
研修計画書の番号																	
研修日又は研修期間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日() 日																
研修テーマ																	
研修内容																	
注1 「研修日又は研修期間」、「研修のテーマ」の欄は、研修計画に基づき記載すること。 2 「研修内容」の欄は、研修した具体的な内容と、その成果等について記載すること。 3 研修計画の報告は、本様式のほか、レポートや閲覧資料等を添付して報告に替えることができるものとする。 <div style="text-align: right;">学校長 _____ ㊟</div>	注1 「研修日又は研修期間」、「研修のテーマ」の欄は、研修計画に基づき記載すること。 2 「研修内容」の欄は、研修した具体的な内容と、その成果等について記載すること。 3 研修計画の報告は、本様式のほか、レポートや閲覧資料等を添付して報告に替えることができるものとする。 <div style="text-align: right;">学校長 _____ ㊟</div>																

改正後

第14号様式 (第13条関係)

職員出勤簿

年 (年)	職名	変更(. . .)														氏名 職員番号	変更(. . .)														備考				
		出 勤 認 印																																	
月	校長印	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考		
1月		元日	休日	休日																															
2月																																			
3月																																			
4月																																			
5月																																			
6月																																			

月	校長印	出 勤 認 印														備考																			
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			

改正前

第14号様式 (第13条関係)

職員出勤簿

平成 (年)	職名	変更(. . .)														氏名 職員番号	変更(. . .)														備考				
		出 勤 認 印																																	
月	校長印	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考		
1月		元日	休日	休日																															
2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
6月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				

月	校長印	出 勤 認 印														備考																			
7月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			

改正後										改正前																			
第17号様式 (第15条関係)																													
介護休暇申請 (届出) 簿																													
職名				要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容		の 内容		事項		介護が必要となった時期 年 月 日		連続する6月の期間 年 月 日から 年 月 日		事項		介護が必要となった時期 平成 年 月 日		連続する6月の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日											
氏名																													
職員番号																													
要介護者 に関する		氏名		体的な介護 の内容		の 内容		事項		介護が必要となった時期 年 月 日		連続する6月の期間 年 月 日から 年 月 日		事項		介護が必要となった時期 平成 年 月 日		連続する6月の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日											
		続柄																											
		□同居 □同一生計																											
校長印		教頭印		休 暇 の 期 間		取 得 形 態		印		日数・時間 数		出勤 簿等 照合 済印		校長印		教頭印		休 暇 の 期 間		取 得 形 態		印		日数・時間 数		出勤 簿等 照合 済印			
				期 間		日 時 間				日 時間								期 間		日 時 間									
				年 月 日から		□毎日		時 分～時 分										年 月 日から		□毎日		時 分～時 分							
				年 月 日まで		□その他		時 分～時 分										年 月 日まで		□その他		時 分～時 分							
				年 月 日から		□毎日		時 分～時 分										年 月 日から		□毎日		時 分～時 分							
				年 月 日まで		□その他		時 分～時 分										年 月 日まで		□その他		時 分～時 分							
				年 月 日から		□毎日		時 分～時 分										年 月 日から		□毎日		時 分～時 分							
				年 月 日まで		□その他		時 分～時 分										年 月 日まで		□その他		時 分～時 分							
				年 月 日から		□毎日		時 分～時 分										年 月 日から		□毎日		時 分～時 分							
				年 月 日まで		□その他		時 分～時 分										年 月 日まで		□その他		時 分～時 分							
				年 月 日から		□毎日		時 分～時 分										年 月 日から		□毎日		時 分～時 分							
				年 月 日まで		□その他		時 分～時 分										年 月 日まで		□その他		時 分～時 分							

備考 該当する□には、レ印を記入すること。

備考 該当する□には、レ印を記入すること。

改正後

改正前

第17号様式の2 (第15条の2関係)

第17号様式の2 (第15条の2関係)

介護時間簿

職											
氏名 職員番号				要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容							
氏名											
続き柄											
要介護者に 関する事項		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 同一生計									
介護が必要となった時期		年 月 日		連続する3年の期間		年 月 日から		年 月 日まで			
請 求 の 期 間				請 求 年月日	印	承認の可否	校長印	教頭印	出勤簿等 照会済印	備 考	
期	間	時	間								
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					
年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認					

備考 □のある欄には、該当する□内に△印を記入すること。

改正後

改正前

(第2面及び継続用紙)

請求の期間			請求年月日	印	承認の可否	校長印	教頭印	出勤簿等 照合済印	備考
期	間	時 間							
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	年月日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

備考 □のある欄には、該当する□内に \sphericalangle 印を記入すること。

(第3面)

休暇の取消し等の期間			時間数	印	校長印	教頭印	出勤簿等 照合済印	備考
期	間	時 間						
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	時間 分					
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	時間 分					
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	時間 分					
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	時間 分					
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	時間 分					
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	時間 分					
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()	午前 時 分～時 分 午後 時 分～時 分	時間 分					

備考 □のある欄には、該当する□内に \sphericalangle 印を記入すること。

改正後	改正前																
<p>第20号様式（第22条関係） 深夜勤務制限請求に係る公務の運営の支障についての通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">二宮町立 学校長 印</p> <p>年 月 日付けで請求のあった深夜勤務の制限について、次の日時において公務の運営に支障があるので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="114 906 1055 1217"> <tr><td rowspan="7" style="width: 15%;">公務の運営に支障のある日</td><td>年 月 日 時 分～ 時 分</td></tr> <tr><td>年 月 日 時 分～ 時 分</td></tr> </table> <p>備考 この通知後に公務の運営に支障が生じる日時があることが明らかとなった場合は、別途その旨を通知する。</p>	公務の運営に支障のある日	年 月 日 時 分～ 時 分	<p>第20号様式（第22条関係） 深夜勤務制限請求に係る公務の運営の支障についての通知書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">二宮町立 学校長 印</p> <p>平成 年 月 日付けで請求のあった深夜勤務の制限について、次の日時において公務の運営に支障があるので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1133 906 2074 1217"> <tr><td rowspan="7" style="width: 15%;">公務の運営に支障のある日</td><td>年 月 日 時 分～ 時 分</td></tr> <tr><td>年 月 日 時 分～ 時 分</td></tr> </table> <p>備考 この通知後に公務の運営に支障が生じる日時があることが明らかとなった場合は、別途その旨を通知する。</p>	公務の運営に支障のある日	年 月 日 時 分～ 時 分												
公務の運営に支障のある日		年 月 日 時 分～ 時 分															
		年 月 日 時 分～ 時 分															
		年 月 日 時 分～ 時 分															
		年 月 日 時 分～ 時 分															
		年 月 日 時 分～ 時 分															
		年 月 日 時 分～ 時 分															
	年 月 日 時 分～ 時 分																
公務の運営に支障のある日	年 月 日 時 分～ 時 分																
	年 月 日 時 分～ 時 分																
	年 月 日 時 分～ 時 分																
	年 月 日 時 分～ 時 分																
	年 月 日 時 分～ 時 分																
	年 月 日 時 分～ 時 分																
	年 月 日 時 分～ 時 分																

改正後	改正前																
<p>第23号様式 (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">公 務 旅 行 復 命 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町立 学校長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 ㊟</p> <p>私は次のとおり命令された公務旅行を終了しましたので、用務処理について別紙のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">旅 行 期 間</td> <td style="width: 85%;"> 年 月 日から 年 月 日まで (日間) </td> </tr> <tr> <td>用 務 先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 務 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">学校長 _____ ㊟</p>	旅 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	用 務 先		用 務 内 容		備 考		<p>第23号様式 (第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">公 務 旅 行 復 命 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>二宮町立 学校長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 ㊟</p> <p>私は次のとおり命令された公務旅行を終了しましたので、用務処理について別紙のとおり報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">旅 行 期 間</td> <td style="width: 85%;"> 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間) </td> </tr> <tr> <td>用 務 先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 務 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">学校長 _____ ㊟</p>	旅 行 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)	用 務 先		用 務 内 容		備 考	
旅 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)																
用 務 先																	
用 務 内 容																	
備 考																	
旅 行 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)																
用 務 先																	
用 務 内 容																	
備 考																	

改正後	改正前
<p>第24号様式（第28条関係） 証人等としての出頭に関する届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 ㊟</p> <p>次のとおり証人等として出頭しますので届け出ます。</p> <p>1 日 時 年 月 日 時</p> <p>2 出頭する官公庁の名称及び所在地</p> <p>3 発表する事項</p>	<p>第24号様式（第28条関係） 証人等としての出頭に関する届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名 ㊟</p> <p>次のとおり証人等として出頭しますので届け出ます。</p> <p>1 日 時 年 月 日 時</p> <p>2 出頭する官公庁の名称及び所在地</p> <p>3 発表する事項</p>

議案第39号

学校教育法施行細則の一部を改正する細則について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

学校教育法施行細則の一部を改正する細則について、所定の改正を行うため提案する。

学校教育法施行細則の一部を改正する細則

学校教育法施行細則（昭和60年二宮町教育委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第18号様式とする」を「教育長が定める」に改める。

第21条中「第19号様式」を「第18号様式」に改める。

第22条中「町立」を「、町立」に改める。

第24条中「第20号様式とする」を「、教育長が定める」に改める。

第25条中「第21号様式」を「、第19号様式」に改める。

第18号様式を削り、第19号様式を第18号様式とする。

第20号様式を削り、第21号様式を第19号様式とする。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する細則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(小学校指導要録等の様式) 第20条 町立小学校の指導要録及び抄本の様式は、<u>教育長が定める</u>。</p> <p>(小学校卒業証書の様式) 第21条 町立小学校の卒業証書の様式は、<u>第18号様式</u>とする。</p> <p>(中学校に対する小学校の規定の準用) 第22条 第18条の規定は、<u>町立</u>中学校について準用する。</p> <p>(中学校指導要録等の様式) 第24条 町立中学校の指導要録及び抄本の様式は、<u>教育長が定める</u>。</p> <p>(中学校卒業証書の様式) 第25条 町立中学校の卒業証書の様式は、<u>第19号様式</u>とする。</p>	<p>(小学校指導要録等の様式) 第20条 町立小学校の指導要録及び抄本の様式は、<u>第18号様式</u>とする。</p> <p>(小学校卒業証書の様式) 第21条 町立小学校の卒業証書の様式は、<u>第19号様式</u>とする。</p> <p>(中学校に対する小学校の規定の準用) 第22条 第18条の規定は<u>町立</u>中学校について準用する。</p> <p>(中学校指導要録等の様式) 第24条 町立中学校の指導要録及び抄本の様式は<u>第20号様式</u>とする。</p> <p>(中学校卒業証書の様式) 第25条 町立中学校の卒業証書の様式は<u>第21号様式</u>とする。</p>

改正後

改正前

第18号様式 (第20条関係)

小学校児童指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学籍							
整理番号							

学 籍 の 記 録				
児 童	フリガナ 氏名	性別	入学・編入学等	年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	生年月日	年 月 日 生	転 入 学	年 月 日 第 年転入学 学校名 所在地 事 由
	現住所			
保 護 者	フリガナ 氏名		転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日 学校名 所在地 事 由
	現住所		卒 業	年 月 日
	入学前の経歴		進 学 先	
学 校 名 及 び 所 在 地	(分校名・所在地等)			
年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
区分	学年	1	2	3
校長氏名印				
学級担任者氏名印				
年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
区分	学年	4	5	6
校長氏名印				
学級担任者氏名印				

改正後

改正前

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名		学校名		学年	学期	指導番号																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <th colspan="3">各教科の学習の記録</th> <th colspan="4">出欠の記録</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">教科</th> <th colspan="2">I 観点別学習状況</th> <th rowspan="2">II 評定</th> <th rowspan="2">授業日数</th> <th rowspan="2">出席停止・ 忌引等の日数</th> <th colspan="2">出席しなければ ならない日数</th> <th rowspan="2">欠席日数</th> <th rowspan="2">出席日数</th> </tr> <tr> <th>観点</th> <th>評価</th> <th>欠席日数</th> <th>出席日数</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">国語</td> <td>国語への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>話す・聞く能力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>書く能力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">社会</td> <td>社会的事象への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会的な思考・判断・表現</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">算数</td> <td>算数への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>算数的な考え方</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理科</td> <td>自然事象への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>科学的な思考・表現</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活</td> <td>生活への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動や体験についての思考・表現</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">音楽</td> <td>音楽への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>音楽表現の創意工夫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">図画工作</td> <td>造形への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発想や構想の能力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭</td> <td>家庭生活への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活を創発工夫する能力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体育</td> <td>運動や健康・安全への関心・意欲・態度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運動や健康・安全についての思考・判断</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							各教科の学習の記録			出欠の記録				教科	I 観点別学習状況		II 評定	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数		欠席日数	出席日数	観点	評価	欠席日数	出席日数	国語	国語への関心・意欲・態度									話す・聞く能力									書く能力									社会	社会的事象への関心・意欲・態度									社会的な思考・判断・表現									算数	算数への関心・意欲・態度									算数的な考え方									理科	自然事象への関心・意欲・態度									科学的な思考・表現									生活	生活への関心・意欲・態度									活動や体験についての思考・表現									音楽	音楽への関心・意欲・態度									音楽表現の創意工夫									図画工作	造形への関心・意欲・態度									発想や構想の能力									家庭	家庭生活への関心・意欲・態度									生活を創発工夫する能力									体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度									運動や健康・安全についての思考・判断								
各教科の学習の記録			出欠の記録																																																																																																																																																																																																												
教科	I 観点別学習状況		II 評定	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数		欠席日数	出席日数																																																																																																																																																																																																						
	観点	評価				欠席日数	出席日数																																																																																																																																																																																																								
国語	国語への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	話す・聞く能力																																																																																																																																																																																																														
	書く能力																																																																																																																																																																																																														
社会	社会的事象への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	社会的な思考・判断・表現																																																																																																																																																																																																														
算数	算数への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	算数的な考え方																																																																																																																																																																																																														
理科	自然事象への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	科学的な思考・表現																																																																																																																																																																																																														
生活	生活への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	活動や体験についての思考・表現																																																																																																																																																																																																														
音楽	音楽への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	音楽表現の創意工夫																																																																																																																																																																																																														
図画工作	造形への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	発想や構想の能力																																																																																																																																																																																																														
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	生活を創発工夫する能力																																																																																																																																																																																																														
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																														
	運動や健康・安全についての思考・判断																																																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">行動の記録</th> <th colspan="2">特別活動の記録</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>評価</th> <th>項目</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>基本的な生活習慣</td> <td></td> <td>思いやり・協力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康・体力の向上</td> <td></td> <td>生命尊重・自然愛護</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主・自律</td> <td></td> <td>勤労・奉仕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任感</td> <td></td> <td>公正・公平</td> <td></td> </tr> <tr> <td>創意工夫</td> <td></td> <td>公共心・公德心</td> <td></td> </tr> </table>							行動の記録		特別活動の記録		項目	評価	項目	評価	基本的な生活習慣		思いやり・協力		健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護		自主・自律		勤労・奉仕		責任感		公正・公平		創意工夫		公共心・公德心																																																																																																																																																																														
行動の記録		特別活動の記録																																																																																																																																																																																																													
項目	評価	項目	評価																																																																																																																																																																																																												
基本的な生活習慣		思いやり・協力																																																																																																																																																																																																													
健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護																																																																																																																																																																																																													
自主・自律		勤労・奉仕																																																																																																																																																																																																													
責任感		公正・公平																																																																																																																																																																																																													
創意工夫		公共心・公德心																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <tr> <th>内容</th> <th>観点</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>学級活動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童会活動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クラブ活動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校行事</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							内容	観点	評価	学級活動			児童会活動			クラブ活動			学校行事																																																																																																																																																																																												
内容	観点	評価																																																																																																																																																																																																													
学級活動																																																																																																																																																																																																															
児童会活動																																																																																																																																																																																																															
クラブ活動																																																																																																																																																																																																															
学校行事																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">特別の教科 道徳</th> </tr> <tr> <td colspan="2">学習状況及び道徳性に係る成長の様子</td> </tr> </table>							特別の教科 道徳		学習状況及び道徳性に係る成長の様子																																																																																																																																																																																																						
特別の教科 道徳																																																																																																																																																																																																															
学習状況及び道徳性に係る成長の様子																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">外国語活動の記録</th> </tr> <tr> <th>観点</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>コミュニケーションへの関心・意欲・態度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国語への慣れ親しみ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語や文化に関する気づき</td> <td></td> </tr> </table>							外国語活動の記録		観点	評価	コミュニケーションへの関心・意欲・態度		外国語への慣れ親しみ		言語や文化に関する気づき																																																																																																																																																																																																
外国語活動の記録																																																																																																																																																																																																															
観点	評価																																																																																																																																																																																																														
コミュニケーションへの関心・意欲・態度																																																																																																																																																																																																															
外国語への慣れ親しみ																																																																																																																																																																																																															
言語や文化に関する気づき																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合的な学習の時間の記録</th> </tr> <tr> <th>学習活動</th> <th>観点</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							総合的な学習の時間の記録			学習活動	観点	評価																																																																																																																																																																																																			
総合的な学習の時間の記録																																																																																																																																																																																																															
学習活動	観点	評価																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <tr> <td colspan="7">総合所見及び指導上参考となる諸事項</td> </tr> </table>							総合所見及び指導上参考となる諸事項																																																																																																																																																																																																								
総合所見及び指導上参考となる諸事項																																																																																																																																																																																																															

改正後

改正前

小学校児童指導要録抄本

学校名及び所在地		児童氏名		担任氏名	
卒業年月日		年 月 日		性 別	
出欠の録		年 月 日		年 月 日 生	
学年	授業日数	出席日数	欠席日数	出席日数	欠席日数
各教科の学習の記録(6年)					
教科	国語	社会	算数	理科	音楽
概要	国語への関心・読解力	社会生活への関心・道徳性	算数への関心・理解力	理科への関心・理解力	音楽への関心・表現力
観点別学習状況	読解力	社会生活への関心・道徳性	算数への関心・理解力	理科への関心・理解力	音楽への関心・表現力
評定					
総合的な学習の時間の記録(6年)		特別活動の記録(6年)		特別の教科指導の記録(6年)	
学習状況及び学習態度		学習状況及び学習態度		学習状況及び学習態度	
クラブ活動		クラブ活動		クラブ活動	
学校行事		学校行事		学校行事	
行動の記録(6年)		行動の記録(6年)		行動の記録(6年)	
基本的な生活習慣		基本的な生活習慣		基本的な生活習慣	
健康・体力の向上		健康・体力の向上		健康・体力の向上	
外国語活動の記録(6年)		外国語活動の記録(6年)		外国語活動の記録(6年)	
自主・自律		自主・自律		自主・自律	
責任感		責任感		責任感	
創意工夫		創意工夫		創意工夫	
思いやり・協力		思いやり・協力		思いやり・協力	
生命尊重・自然愛護		生命尊重・自然愛護		生命尊重・自然愛護	
勤労・奉仕		勤労・奉仕		勤労・奉仕	
公正・公平		公正・公平		公正・公平	
公共心・公徳心		公共心・公徳心		公共心・公徳心	

この抄本は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日 学校名 校長名

改正後

第18号様式 (第21条関係)

第 号	二宮町立〇〇小学校長氏 名 姓	割印	年 月 日	右の者は小学校の課程を卒業したことを証する。	校 印	(氏 名)	年 月 日 生	卒 業 証 書

改正前

第19号様式 (第21条関係)

第 号	二宮町立〇〇小学校長氏 名 姓	割印	年 月 日	右の者は小学校の課程を卒業したことを証する。	校 印	(氏 名)	年 月 日 生	卒 業 証 書

改正後

改正前

第20号様式 (第24条関係)

中学校生徒指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分	学年	1	2	3
学 級				
整理番号				

学 籍 の 記 録				
生	フリガナ	性別	年 月 日 第1学年 入学	
	氏 名		第 学年編入学	
	生年月日	年 月 日 生	年 月 日 第 学年転入学	
徒	現住所	転 入 学	学校名 所在地 事 由	
			(年 月 日) 年 月 日	
保 護 者	フリガナ	転学・進学等	学校名 所在地 事 由	
	氏 名			
	現住所	卒 業	年 月 日	
入学前の経歴		進 学 先 就 職 先 等		
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)				
	年 度	年 度	年 度	
区分	学年	1	2	3
校長氏名印				
学級担任者 氏 名 印				

改正後

改正前

様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	学年	学期	班番
------	-----	----	----	----

各教科の学習の記録			総合的な学習の時間の記録		
1	観点別学習状況	評価	学習活動	観点	評価
国	国語への関心・意欲・態度				
	話す・聞く能力				
	書く能力				
	読む能力				
語	言語についての知識・理解・技能				
社	社会的事象への関心・意欲・態度				
	社会的な思考・判断・表現				
	資料活用の技能				
	社会的事象についての知識・理解				
数	数学への関心・意欲・態度				
	数学的な見方や考え				
	数学的な技能				
	数量や図形などについての知識・理解				
理	自然事象への関心・意欲・態度				
	科学的な思考・表現				
	観察・実験の技能				
	自然事象についての知識・理解				
音	音楽への関心・意欲・態度				
	音楽表現の創意工夫				
	音楽表現の技能				
	鑑賞の能力				
美	美術への関心・意欲・態度				
	発想や構想の能力				
	創造的な技能				
	鑑賞の能力				
保	運動や健康・安全への関心・意欲・態度				
	運動や健康・安全についての思考・判断				
	運動の技能				
	運動や健康・安全についての知識・理解				
技	生活や技術への関心・意欲・態度				
	生活を工夫し創造する能力				
	生活の技能				
	生活や技術についての知識・理解				
外	コミュニケーションへの関心・意欲・態度				
	外国語表現の能力				
	外国語理解の能力				
	言語や文化についての知識・理解				
特別の教科 道徳			備考		
学習状況及び道徳性に係る成長の様子					

特別活動の記録		
内容	観点	評価
学級活動		
生徒会活動		
学校行事		

行動の記録			
項目	評価	項目	評価
基本的な生活習慣		思いやり・協力	
健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
自主・自律		勤労・奉仕	
責任感		公正・公平	
創意工夫		公共心・公德心	

総合所見及び指導上参考となる諸事項

出欠の記録				
授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数

改正後

改正前

中学校生徒指導要録抄本

学校名及び所在地			学級担任者氏名		
生徒氏名	フリガナ	性別	生年月日	年 月 日生	
現住所			卒業年月日	年 3月 31日	
教科	各教科の学習の記録 (第3学年)			総合的な学習の時間の記録 (第3学年)	
	観点別	学習状況	評価	学習活動	観点
国語	国語への関心・意欲・態度				
	話す・聞く能力				
	書く能力				
	読む能力				
社会	道徳についての知識・理解・技能			特別活動の記録 (第3学年)	
	社会的事象への関心・意欲・態度			内容	観点
	社会的な思考・判断・表現			学級活動	評価
	資料活用に関する知識・理解			生徒会活動	
数学	数学への関心・意欲・態度			学校行事	
	数学的な見方や考え方			行動の記録 (第3学年)	
	数学的な技能			項目	評価
	数量や図形などについての知識・理解			基本的な生活習慣	思いやり・協力
理科	自然事象への関心・意欲・態度			健康・体力の向上	生命尊重・自然愛護
	科学的な思考・表現			自主・自律	勤労・奉仕
	観察・実験の技能			責任感	公正・公平
	自然事象についての知識・理解			創意工夫	公共心・公徳心
音楽	音楽への関心・意欲・態度			総合所見及び指導上参考となる諸事項 (第3学年)	
	音楽表現の創意工夫				
	音楽表現の技能				
	鑑賞の能力				
美術	美術への関心・意欲・態度				
	発想や構想の能力			授業日数	出席停止、出席停止の日数
	創造的な技能			欠席日数	出席日数
	鑑賞の能力				
保健体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度			特別の教科 道徳	
	運動や健康・安全についての思考・判断			学習状況及び道徳性に係る成長の様子	
	運動の技能				
	運動や健康・安全についての知識・理解				
技術・家庭	生活や技術への関心・意欲・態度			備 考	
	生活を工夫し創造する能力				
	生活の技能				
	生活や技術についての知識・理解				
外国語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度				
	外国語表現の能力				
	外国語理解の能力				
	言語や文化についての知識・理解				

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

年 3月 31日

学校名

校長氏名

印

改正後

第19号様式 (第25条関係)

第 号	割印	年 月 日	右の者は中学校の課程を卒業したことを証する。	校	卒 業 証 書
				印	
	(二宮町立〇〇中学校長氏 名) 姓				

改正前

第21号様式 (第25条関係)

第 号	割印	年 月 日	右の者は中学校の課程を卒業したことを証する。	校	卒 業 証 書
				印	
	(二宮町立〇〇中学校長氏 名) 姓				

議案第40号

学校運営協議会委員の委嘱について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

学校運営協議会委員について、令和3年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮小学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	飯塚 富美	令和2年4月1日	令和3年3月31日	
2	大矢 孝道			
3	掬川 せつ子			
4	齋藤 成司			
5	下田 章弘			
6	片岡 宇一郎			
7	伊達 良雄			
8	成岡 政男			新任
9	木川 和雄			新任
10	竹内 伸介			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（一色小学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	小口 愛子	令和2年4月1日	令和3年3月31日	
2	山本 正博			
3	足立 真理子			
4	渡邊 恒文			
5	橋本 由恵			
6	廣上 正市			
7	守屋 保子			
8	関口 正美			新任
9	小野寺 裕美			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（山西小学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	蓮實 茂夫	令和2年4月1日	令和3年3月31日	
2	阿部 正昭			
3	山中 美由紀			
4	小林 貴利			
5	柴田 カヨ			
6	三宅 栄子			
7	山下 浩之			
8	水島 寿徳			新任
9	宮戸 健			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮中学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	藤原 直彦	令和2年4月1日	令和3年3月31日	
2	美濃島 規子			
3	川上 敏久			
4	堀尾 美幸			
5	関口 金由紀			
6	上田 昭紀			
7	吉澤 和男			新任
8	小宮 昇			新任

担当課名 教育総務課

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮西中学校）

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	秋山 俊洋	令和2年4月1日	令和3年3月31日	
2	釧持 実枝子			
3	三田 哲也			
4	松本 良克			
5	山崎 俊裕			
6	脇 一男			
7	一色 由利子			
8	泉 直英			新任
9	遠藤 和美			新任

議案第41号

二宮町社会教育委員の委嘱について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町社会教育委員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 社会教育委員

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	一色 由利子	令和2年4月1日	令和4年3月31日	
2	久保田 秀実			新任
3	関口 金由紀			
4	伊達 良雄			
5	橋本 由恵			新任
6	蓮實 茂夫			
7	三宅 栄子			
8	小中学校長			

議案第42号

二宮町文化財保護委員の委嘱について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町文化財保護委員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 文化財保護委員

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	橘川 卓司	令和2年4月1日	令和4年3月31日	
2	古宮 雅明			新任
3	島崎 直人			
4	杉山 幾一			
5	鈴木 一男			

議案第43号

二宮町図書館協議会委員の委嘱について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町図書館協議会委員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 二宮町図書館協議会

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	相澤 るつ子	令和2年4月1日	令和4年3月31日	
2	石井 敬士			
3	内山 留美			
4	桐岡 眞澄			
5	三宅 栄子			
6	二宮高等学校長			
7	小学校長			新任
8	中学校長			新任

議案第44号

二宮町青少年指導員の委嘱について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町青少年指導員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 青少年指導員

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	岡田 幸次郎	令和2年4月1日	令和4年3月31日	
2	柳川 恒之			
3	三重野 智也			
4	越地 貞裕			
5	浦中 勝己			
6	川堺 昌彦			
7	水島 洋子			
8	土井 日輝			
9	佐藤 大輔			新任
10	関野 茂司			新任
11	桑原 千夜子			新任
12	今井 高一郎			新任
13	小暮 勲			新任
14	金子 敦彦			
15	稲葉 通隆			新任
16	泉 直英			
17	小林 祐司			新任

議案第45号

二宮町スポーツ推進委員の委嘱について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町スポーツ推進委員について、令和4年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 スポーツ推進委員

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	八木 和広	令和2年4月1日	令和4年3月31日	新任
2	宮腰 武志			
3	目黒 美砂緒			
4	梁井 浩			
5	原 敏幸			
6	西山 浩二			
7	水島 義勝			
8	小山 一夫			
9	熊澤 みさき			
10	作田 雅弘			
11	大和 馨			新任
12	福田 基弘			新任
13	堀尾 哲也			
14	工藤 昭英			
15	佐藤 日出子			新任
16	松本 憲二			
17	吉田 幹弥			
18	杉山 順也			
19	曾我 祐一			新任

議案第46号

地域学校協働活動推進員の委嘱について

令和2年3月27日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

地域学校協働活動推進員について、令和3年3月31日までの委嘱を提案する。

担当課名 生涯学習課

各種委員名 地域学校協働活動推進員

	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合記載)
1	伊達 良雄	令和2年4月1日	令和3年3月31日	二宮小学校
2	橋本 由恵			新任・一色小学校
3	三宅 栄子			山西小学校

資料 No.1

令和2年度教育長職務代理者の指名について

山内 みどり 委員を指名する。

任期：令和2年4月1日から令和3年3月31日

資料 No.2

各種委員会委員について(案)

(令和2年3月27日教育委員会議資料)

(敬称略)

委員会の名称	委員名
都市計画審議会 (令和4年1月31日まで) (令和2年1月教育委員会議定例会で確認)	野谷 悦
学校給食センター運営委員会	渡辺 優子
二宮育英会 理事 (二宮育英会規約により教育長職務代理あて職)	山内 みどり
二宮町総合計画審議会 (令和2年7月25日まで)	山内 みどり

資料No.3

二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
第2条第1号を次のように改める。

(1) コミュニティ・スクール運営事業経費

第2条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削る。

別表を次のように改める。

別表

補助対象	補助金額	備考
① コミュニティ・スクール運営事業経費	1校あたり120,000円に児童・生徒数に応じた額を加えた額	5月1日時点の児童・生徒数×50円
② 学習協力者講師に対する謝礼	1単位時間あたり1,000円	1校あたり60時間まで
③ 体育・文化活動指導員に対する謝礼	小学校 1名あたり30,000円 中学校 1名あたり50,000円	小学校 3名まで 中学校 5名まで
④ 学校図書館ボランティア謝礼	1校あたり16,000円	

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町コミュニティ・スクール運営促進事業補助金交付要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補助対象経費等)</p> <p>第2条 コミュニティ・スクールの運営に対して交付する補助金の補助対象経費等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>コミュニティ・スクール運営事業経費</u></p> <p>(2) <u>学習協力者講師に対する謝礼</u></p> <p>(3) <u>体育・文化活動指導員に対する謝礼</u></p> <p>(4) <u>学校図書館ボランティアに対する謝礼</u></p>	<p>(補助対象経費等)</p> <p>第2条 コミュニティ・スクールの運営に対して交付する補助金の補助対象経費等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>学校運営協議会に関する経費</u></p> <p>(2) <u>地域との協働による学校づくり事業に関する経費</u></p> <p>(3) <u>児童・生徒の体験活動に関する経費</u></p> <p>(4) <u>学習協力者講師に対する謝礼</u></p> <p>(5) <u>体育・文化活動指導員に対する謝礼</u></p> <p>(6) <u>学校図書館ボランティアに対する謝礼</u></p> <p>(7) <u>その他協力者に対する謝礼</u></p>

改正後		改正前	
別表		別表	
補助対象	補助金額	補助対象	補助金額
① コミュニティ・スクール運営事業経費	1校あたり120,000円に児童・生徒数に応じた額を加えた額	① 学校運営協議会に関する経費	1校あたり40,000円
② 学習協力者講師に対する謝礼	1単位時間あたり1,000円	② 地域との協働による学校づくり事業	1校あたり25,000円
③ 体育・文化活動指導員に対する謝礼	小学校 1名あたり30,000円 中学校 1名あたり50,000円	③ 児童・生徒の体験活動	1校あたり60,000円に児童・生徒数に応じた額を加えた額
④ 学校図書館ボランティア謝礼	1校あたり16,000円	④ 学習協力者講師に対する謝礼	1単位時間あたり900円
		⑤ 体育・文化活動指導員に対する謝礼	小学校 1名あたり30,000円 中学校 1名あたり50,000円
		⑥ 学校図書館ボランティア謝礼	1校あたり16,000円
		⑦ その他協力者に対する謝礼	1校あたり10,000円
			5月1日時点の児童・生徒数×50円
			1校あたり60時間で
			小学校 3名まで 中学校 5名まで
			ふれあい農園整備協力者に対する謝礼

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱の一部を改正する要綱

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「二宮町政策総務部長」を「二宮町政策総務部防災安全課長」に改め、同項第8号を第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 二宮町都市部都市整備課長

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、会員20名以内で組織する。</p> <p>2 協議会員は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) 地区長連絡協議会 (2) 各小中学校PTA (3) 防犯指導員 (4) 学校安全活動協力団体 (5) 大磯警察署 (6) 各小中学校教頭 (7) <u>二宮町政策総務部防災安全課長</u> <u>二宮町都市部都市整備課長</u> <u>二宮町教育委員会教育長</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員25名以内で組織する。</p> <p>2 協議会委員は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) 地区長連絡協議会 (2) 各小中学校PTA (3) 防犯指導員 (4) 学校安全活動協力団体 (5) 大磯警察署 (6) 各小中学校教頭 (7) <u>二宮町政策総務部長</u> <u>二宮町教育委員会教育長</u></p>

令和2年3月26日

保護者の皆様

二宮町教育委員会

臨時休業後の春休みの過ごし方と令和2年度新学期についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、令和2年3月2日から25日までの小中学校一斉臨時休業について、各家庭でのご配慮に心より感謝申し上げます。

さて、新学期からの学校再開について、令和2年3月24日付で神奈川県教育委員会を通じて文部科学省から通知がありました。これを受け、二宮町教育委員会では校長会との協議を行い、学校(ことばの教室「そにつく」を含む)を令和2年4月6日(月)から再開することといたしました。

再開に向け、各ご家庭では、引き続き、次のとおり感染症拡大防止にお取り組みいただきますようお願いいたします。

- 咳エチケットや手洗いがいをご指導いただき、お子様の健康観察をお願いいたします。
- 風邪症状がある場合には外出を控えるとともに、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用してください。
- 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、このような空間や場所を避けるようにしてください。
- 令和2年4月6日(月)以降について
 - ①各家庭で毎日の健康観察と検温を行うとともに、お子様にせきエチケットのためのマスクやハンカチ等を持たせるようにしてください。
 - ②発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅で休養してください。また、症状がなくても、感染のおそれがあると判断した場合も、自宅で待機してください。その場合は、学校長の判断で欠席扱いにはなりません。

この他、春休みの過ごし方や新学期の日程等については各学校からのお知らせをご覧ください。

今後、感染症の動向により変更が生じる場合は、町ホームページや、マチコミメールでお知らせいたします。

二宮町教育委員会 教育部教育総務課

電話(代表):0463-71-3311

※4月1日から電話(直通):0463-75-9261

令和2年3月19日

新中学校1年生保護者様

二宮町教育委員会

令和2年度入学式についてのお知らせ

日頃より、保護者の皆様には二宮町の学校教育についてご理解とご協力をいただき心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月6日（月）の入学式を次のように行います（日時に変更はありません）。ご理解ご協力をくださるようお願いいたします。

- ①会場内での人と人の接触を避けるため、参加者につきましては、新入生、保護者(1名)および教職員のみとします。
- ②新入生・保護者の方が入学式に参加する際は、マスクの着用をお願いします。
- ③受付で体温を伺いますので、当日に体温を計測してからお越しください。なお、体温が3.7、5℃以上であった方や体調が優れない方は出席を控えていただくようお願いします。
- ④換気のため体育館の窓等を開けますので、防寒にご留意ください。

※今後の状況によっては変更することもありますので、ご承知おきください。今後、変更がある場合は町ホームページにてお知らせいたします。

《お問い合わせ》

二宮町教育委員会 教育総務課

電話 0463-71-3311 内線 319

(4/1以降) 0463-75-9261 (直通)

二宮中学校：0463-71-0269

二宮西小学校：0463-71-3116

屋外施設⇒通常、屋内施設⇒期間再延長

町施設の休館等のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3/20から **4/27**までの期間、町施設の運営を下表のとおりとします。

【休館】

施設名	備考	お問い合わせ
生涯学習センターラディアン	休館	ラディアン ☎72-6911 生涯学習課 ☎72-6912
二宮町図書館	休館	図書館 ☎72-6913
町民センター	休館	財務課 ☎71-3311(代)
ともしびショップ「なのはな」	休業	町社会福祉協議会 ☎73-0294
町民活動サポートセンター	休館(※印刷機のみ使用可)	地域政策課 ☎71-3311(代)
古民家ふるさとの家	休館	
栄通り子育てサロン	休館(※一時預かりのみ実施)	子育て・健康課 ☎71-3311(代)
中里子育てサロン	休館(※一時預かりのみ実施)	
防災コミュニティセンター(全館)	原則休館 (自治会・町内会等のやむを得ない利用等を除く)	財務課 ☎71-3311(代)
児童館(全館)		
老人憩の家(全館)		
公会堂(全館)		
ふたみ記念館	休館	生涯学習課 ☎72-6912 ※健康づくり水中運動教室 ☎保健センター ☎71-7100
町立体育館	休館	
町民温水プール	休館 ※健康づくり水中運動教室《第1期(4-6月)》は、中止します。	
武道館	休館	

【営業、一部を除き営業】※水色の網掛けは、4/1から通常どおりとなります。

施設名	備考	お問い合わせ
東大果樹園跡地	通常どおり※4/1から	企画政策課 ☎71-3311(代)
町民運動場	通常どおり※4/1から	生涯学習課 ☎72-6912
テニスコート(緑が丘・ラディアン)	通常どおり※4/1から	
ラディアンサービスコーナー	通常どおり	戸籍税務課 ☎71-3311(代)
ラディアン花の丘公園	開園(ふわふわドーム使用中止)	都市整備課 ☎71-3311(代)
百合が丘町民サービスプラザ	通常どおり	戸籍税務課 ☎71-3311(代)
町立百合が丘保育園	通常どおり(一時預かり含む)	子育て・健康課 ☎71-3311(代)
旧小児病院跡地 こどもの広場	通常どおり※4/1から	
学童保育	開所	

※1 3/26現在の情報です。状況により、変更する場合があります。

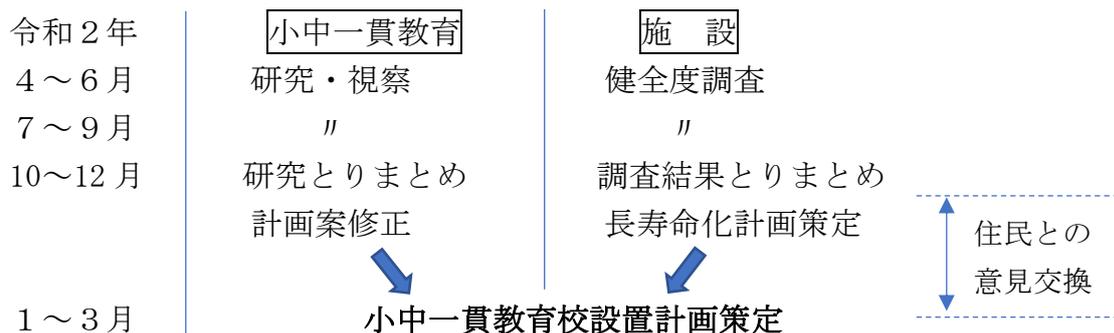
※2 4/28以降の対応については、後日お知らせいたします。

※3 町業務及び会議等により、町職員及び関係者が各施設に出入りすることがあります。

第2回小中一貫教育校設置計画（案）に係る意見交換会 結果概要（速報版）

- 1 時 期 令和2年2月1日～2月15日
- 2 場 所 町内小中学校、ラディアン、町立体育館
- 3 参加者 合計103名（山西小学校13名、町立体育館10名、二宮小学校12名、ラディアン13名、一色小学校17名、二宮西中学校17名、ラディアン未就学保護者対象11名、二宮中学校10名）
- 4 アンケート 合計79名回答
年代：30～40歳代33 50歳代以上46
子：中学生6 小学生24 未就学26 無37 ※重複あり
地域：二小学区24 山小学区34 一色小学区19 その他=2
- 5 意 見 主な意見
①学校配置について
・現在の小学校区域に学校が残るF案が良い。
・小学校は3校のままで、中学校は統合し集団を確保してほしい。
・学校統合とともに、スクールバスによる対応を考えてほしい。
②小中一貫教育について
・小中一貫教育を今すぐに行う必要性を感じられない。
・もっと具体的なメリットを示してほしい。
・中学生の受験に弊害がないか心配。
・小中一貫よりも、町費により今できることをしてほしい。
・現場の先生方の意見をもっと知りたい。
・校庭や校舎利用上の安全対策を示してほしい。
- 6 課 題
・先進事例の視察を含む小中一貫教育に向けた具体的な取り組みの研究。
・小中一貫教育の有用性とデメリットへの対策の具体的な明示。
・施設の健全度調査。

7 今後の予定



二宮町いじめ防止基本方針（案）

二 宮 町
二宮町教育委員会
平成 28 年 3 月

（平成 30 年 3 月改定）

（令和 2 年 3 月改定）

<目 次>

I	はじめに	1
II	基本的な考え方	2
	1 いじめの定義	
	2 いじめに対する基本認識	
	3 いじめ対策の基本理念	
	4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方	
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめの早期対応	
	(4) いじめの解消	
	(5) 家庭との連携	
	(6) 地域との連携	
	(7) 関係機関との連携	
III	基本的施策・措置	7
	1 二宮町が実施する施策	
	(1) 財政上の措置等	
	(2) 通報・相談体制の整備	
	(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携	
	(4) 人材の確保及び資質の向上	
	(5) いじめの防止等のための調査研究の推進等	
	(6) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動	
	(7) 基本方針の内容の点検と見直し	
	2 二宮町教育委員会が実施する措置	
	(1) いじめの防止対策	

- (2) いじめの早期発見のための措置
- (3) 家庭との連携
- (4) 地域との連携
- (5) 関係機関との連携
- (6) いじめの防止等に関する措置
- (7) 学校評価における留意事項

3 学校が実施する措置

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止対策
- (3) いじめの早期発見のための措置
- (4) 家庭との連携
- (6) 地域との連携
- (7) 関係機関との連携
- (8) いじめの解決に向けた措置
- (9) 学校評価における留意事項

IV 重大事態への対処 14

1 いじめの重大事態

2 二宮町教育委員会又は学校による対処

- (1) 事実関係を明確にするための調査
- (2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (3) 調査結果の報告
- (4) 調査結果の公表

V いじめ防止等を推進する体制 16

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

2 二宮町いじめ問題対策連絡協議会

3 いじめの重大事態発生時の対応

I はじめに

二宮町では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等と協力しながら取り組んできました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化しており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等新たな課題が生じてきました。そうした中で、「いじめを絶対に許さない」という視点からのさらなる施策の推進と学校、家庭、地域との協働がますます必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成 25 年 9 月には「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第 12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。これを受けて神奈川県でも、『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という）が策定されました。

今般、法の施行から 4 年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）が改定されたことから、その内容を反映させるため県の基本方針が改定されました。

これらを受けて二宮町では、二宮の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、二宮町におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この『二宮町いじめ防止基本方針』（以下「町の基本方針」という）を改定することとしました。

各学校は、「児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめである」と捉えており、「いじめを絶対に許さない」という認識のもと、日頃から全教職員がいじめの態様や特質について、校内研修や職員会議等で共通理解し、いじめの実態把握、未然防止を図っています。また各学校ではすべての教育活動において、命を大切にする豊かな心を育むとともに心が通い合うコミュニケーションができる力を養う実践を積み重ねています。

このたび「二宮町いじめ防止基本方針」改定を機に、あらためて学校、家庭、地域が日頃から温かい思いで児童・生徒に接し、行動に対して細心の注意を払い、児童・生徒の立場に立ちその声に耳を傾けようと心掛けること、そして「いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうる」ことを肝に銘じ、いじめを二宮町全体で徹底して根絶していくことを決意したいと思います。

Ⅱ 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、『児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こり得るもので、とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものです。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた所属集団の構造上の問題でもあります。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるという認識が必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあることを忘れてはなりません。

3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。その上で、いじめ防止のための基本理念として、次の5つを掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、二宮町全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町、県および国が連携して取り組みます。
- 学校は、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止に取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに対し自分はもちろん、他人の「いのち」も大切に、決していじめを行わない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめはいじめた者・いじめられた者という個人の問題にとどまらず、それを傍観する者にも関わるという点で集団の問題であるという認識を持ち、子どもたちが主体的にいじめを許さないより良い集団作りができるよう指導・支援をします。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

(1) いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、人権を尊重し、子どもの発達段階に応じた道徳心や規範意識を高める指導を通じて、“いのちを大切にすること”や“他者を尊重し、多様性を認め合い思いやる力”を育むことが重要です。
- 子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、子どもを取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。

- 子どもたちが、いじめは自分たちの所属する集団の問題であるという認識を持ち、主体的により良い集団づくりに向かうよう指導・支援することが重要です。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学校生活や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められ、大切にされていることを意識できるよう、大人たちは家庭や地域において、子どもたちの成長に関心を持ち、家族や大人たちとふれあう機会を充実させることが大切です。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校で教職員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は例えけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることを想定して、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応することが大切です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ町民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけなくてはなりません。

(3) いじめの早期対応

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本になります。学校においては校長、教頭、総括教諭、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の教員が孤立したり、情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かく対応をしていくことが重要になります。
- いじめが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を速やかに確保し、いじめたとされる児童・生徒や周囲の児童・生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導することが必要です。
- 特に、暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、迅速な対応が求められます。

(4) いじめの解消

- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然とした態度で適切に指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめにあたると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、より良い学校生活が営めるよう助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての児童・生徒に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持たせる一方、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や委員会活動、部活動の担当教員等は、学級や委員会、部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(5) 家庭との連携

- 子どもたち一人ひとりに、発達段階に応じた道徳心や規範意識などを身に付けさせるために、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むための取り組みを、学校での教育活動だけでなく、家庭と連携が大切です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決しなければなりません。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ地域の大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから地域において存在を認められることも重要です。
- 地域社会全体で子どもたちを見守るために、学校がPTAや地域住民、関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

(7) 関係機関との連携

- いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合や、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処することが必要です。
- 町と関係機関、学校と関係機関担当者との情報交換や連絡会議の開催など、平素から情報共有体制を構築しておく必要があります。

Ⅲ 基本的施策・措置

1 二宮町が実施する施策

(1) 財政上の措置等（法第 10 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 国および県に、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう求めます。

(2) 通報・相談体制の整備（法第 16 条第 2 項関係）

- 児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する通報・相談を受け付ける体制の整備を図ります。
- 県および町が設置しているいじめに関する通報・相談窓口の周知に努めるとともに、県と町相互の連携が円滑に進むよう努めます。

(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第 17 条関係）

- 「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」を設置して、各学校が児童相談所・警察等の関係機関や地域との連携に基づいて効果的にいじめ事案に対処する取り組みが円滑に進むことを支援します。
- 未然防止につながる「非行防止教室」の開催や学校警察連携制度を有効に活用するなどして、学校と所轄警察署間の日頃からの連携に努めます。
- 家庭や地域で子どもたちを見守るために、学校と P T A や地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、学校と連携し、開かれた学校づくりに向けた取り組みを進めます。
- 保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭を支援します。

(4) 人材の確保及び資質の向上（法第 18 条第 1 項関係）

- いじめの相談に対応するため心理や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図ります。
- これまでに蓄積してきたノウハウや、新たな調査・研究によって開発したメソッドを活用して、研修事業を充実させることで、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質の向上を図ります。

(5) いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）

- 二宮町教育研究所を中心に国立教育政策研究所や県立総合教育センター等の調査・研究機能を活用するなどして、いじめの防止等のための実践事例や、いじめの早期発見のための具体的な処理事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで、各学校での取り組みを支援します。

(6) いじめの防止等に向けた広報・啓発活動（法第 21 条関係）

- 町は、いじめ問題は社会全体の課題という意識を家庭や地域など子どもに関わるすべての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。

(7) 基本方針の内容の点検と見直し

- 町の基本方針に位置付けた施策・措置の取り組み状況については、年度ごとに、学校を取り巻く社会情勢や学校の状況を踏まえ、「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」における意見交換等を経て、方針が適切であるか点検するとともに、国や県の動向を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

2 二宮町教育委員会が実施する措置

(1) いじめの防止対策（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- いじめにつながらないよう「いのち」を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳心を身に付けるため学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る教材やリーフレットの作成等の支援を行います。また、いじめを許さない集団づくりのための特別活動の充実に向けた取り組みを行います。
- 様々な人々との関わりの中で、社会性や豊かな人間性を育むために行う、地域交流や職業体験、ボランティア活動等の体験活動を充実するために必要な情報等を提供します。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援するための取り組みを進めます。
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）をはじめとするインターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）を防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携による携帯電話教室の開催やリーフレットの配布等により、必要な啓発活動を行います。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善に向けた支援に努めます。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 当該学校に在籍する児童・生徒に対する定期的な調査状況を把握し、いじめの早期発見に資するために、問題行動等調査やいじめ問題に係る点検・調査等を実施します。
- 当該学校の児童・生徒や保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことが

できるよう、スクールソーシャルワーカー（SSW）、臨床心理士等の専門家の配置、関係機関との連携等の教育相談体制の充実を図るとともに、これらの体制についての周知に努めます。

- 当該学校の教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施や資質能力の向上に向けた必要な措置を行います。

(3) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- 児童・生徒の保護者に対して、いじめの心身に及ぼす影響やいじめに関する相談制度または救済制度等について、必要な情報のさらなる周知に努めます。
- PTA活動を通しいじめ問題に関わる取り組みを推進させるため、PTAや学校関係者が協議、連携することの重要性を伝える啓発活動の充実に努めます。

(4) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域で子どもたちを見守るために、地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、学校と連携し、開かれた学校づくりに向けた取り組みを進めます。
- 学校が、いじめに係る状況及び対策について、学校運営協議会や学校評議員委員会に情報を提供し、連携・協働による取り組みを進めることができるよう支援します。

(5) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力、連携を促進します。
- 非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、学校警察連携制度を有効に活用しながら対応します。

(6) いじめの防止等に関する措置（法第 24 条、26 条、27 条関係）

- 町教育委員会は学校から法第 23 条第 2 項の規定によるいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）報告を受けたときは、必要に応じて支援を行い、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言します。また必要と判断した場合は、自ら調査を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や所轄警察署との相談等、警察と連携して取り組みます。
- 学校単独では効果的な対応に限界があると判断された場合は、町教育委員会は、学校からの要請を受けて、指導主事や心理教育相談員、SSW 等を派遣して、いじめの解消に向けてさらなる対策を支援します。
- いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第

49 条において準用する場合を含む)の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障するための支援を行うよう努めます。

(7)学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校におけるいじめ防止基本方針に基づく取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、行内研修の実施等）の実施状況を学校評価に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

3 学校が実施する措置

(1)学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条）

- 「いじめ防止対策推進法」は、第 13 条において、全ての学校に対し、国、県及び町のいじめ防止基本方針を参酌して、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になります。
 - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑制につながります。
 - ・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- 学校いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、検討する段階から保護者・地域の人々が参画し、地域ぐるみのものであるようにすること、児童・生徒の意見を取り入れるなど、児童・生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。また改定した基本方針については、学校だより等で公開するとともに、児童・生徒やその保護者、地域の方々に説明するなどし、保護者や地域の方々との共通認識を持ち、連携していじめ防止等の取り組みに当たります。
- 各学校は、策定した「学校いじめ防止基本方針」に則り、学校の実情に応じて次のような取り組みを進めることとします。

(2)いじめの未然防止対策（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取り組みを

進めます。

- 日ごろの授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 児童会・生徒会の活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会を設けるよう努めます。
- 教職員は、日頃の授業や特別活動の中で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成するよう努めます。
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
また、教職員間の良好な人間関係を構築し、いじめが起きにくい学校づくりに努めます。
- 教職員は児童・生徒に対し、いじめの傍観者にならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携等による携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行いインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。また、学級活動や技術、情報等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校関係者や地域の人々、NPO 団体等との連携を通して、道徳をはじめとする学校での教育活動の様々な場面において「いのちの大切さ」を学ぶ授業の展開を図ります。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- 教職員は、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は、迅速かつ確実に対応します。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取り組みを進めます。

(4) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- 児童・生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- 家庭のささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(5) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決するために、学校運営協議会の導入等、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進め、子どもが心豊かに育つ学校づくりに努めます。
- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の関係団体、学校、施設や事業所、NPO 等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めます。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業やNPO等との連携による携帯電話教室や講演会の開催等必要な情報提供・啓発活動を行います。

(7) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

(8) いじめの解決に向けた措置（法第 23 条・25 条関係）

- 当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- いじめがあったことが確認された、あるいは疑いがある場合、または、いじめ

が解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。

- 事実の有無の確認を行う際には、関係児童・生徒、教職員や保護者をはじめ、多方面からの丁寧な情報収集を、適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いは十分に注意を払います。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、より良い学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとします。これを行うにあたっては、保護者の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとします。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。
- 特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し学校警察連携制度の活用や警察署との相談など、警察と連携して取り組みます。
- 児童・生徒がインターネット上のいじめを受けているとの通報や相談を受けた際には、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷等により保存するとともに、関係機関等の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行います。
- 校長は、当該学校に在籍する児童・生徒等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童・生徒に対して懲戒を加えるものとします。

IV 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）かどうかの判断は、以下の考え方により、原則として各学校が判断します。次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

▽いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・自殺を企図したり、自殺に至った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

▽いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する。）

児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態の疑いがあると捉え、適切かつ真摯に対応します。

2 二宮町教育委員会又は学校による対処

(1) 事実関係を明確にするための調査

- 学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態に陥った場合、学校は、教育委員会を通じて町長に、重大事態の発生について報告するとともに、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。
- 学校が単独で事実関係を明確にするための調査を実施することが困難な場合、町教育委員会は、学校の要請により、必要な支援を行います。
- また、学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断した場合、町及び町教育委員会において（場合によっては県教育委員会と連携して）調査を実施します。

(2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

- 学校又は町教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- 当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着

いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

(3) 調査結果の報告

○いじめに係る重大事態について、学校が実施した調査結果は、町教育委員会を通じて、町教育委員会が実施した調査は、直接、町長に報告します。

(4) 調査結果の公表

○学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとします。公表する場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

V いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

- 学校現場において、いじめの防止等の取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するためには、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行う必要があります。
- 重大事態の調査のための組織について学校がその調査を行う場合、その組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じた適切な専門家を加えることも考えられます。
- 当該組織を構成する複数の教職員については、学校の管理職、総括教諭、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等から選出され、組織的対応の中核として機能するような体制を組むことが重要です。
- 各学校の判断により、日頃からいじめの問題等、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用し、校長等の管理職の下で、いじめの防止等の対策に取り組む組織として機能させることも可能です。
- この組織は、当該学校における学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、基本方針に基づく取り組みの年間計画の作成や実施、実施状況のチェック、児童・生徒や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報を収集、記録、共有する役割、いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催、関係する児童・生徒への事実関係の聴取等、いじめに関連する情報の迅速な収集、いじめられた児童・生徒の保護や支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導や支援、双方の保護者との連携、他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取り組みの中核的な役割を担います。

2 二宮町いじめ問題対策連絡協議会

- 二宮町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- この協議会は、学校、警察、児童相談所、人権擁護委員、心理や福祉の専門家、主任児童委員、PTA 代表、町教育委員会、町関係部局等で構成し、次に掲げる事項について、情報の共有、より良い取り組みに向けての協議等を行います。
 - ・町の基本方針に基づく各団体の取り組み状況
 - ・町の基本方針に基づく取り組みの検証や調査
 - ・重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査

3 いじめの重大事態発生時の対応

- 二宮町は重大事態発生時の報告を受けた場合は、状況に応じて二宮町総合教育会議を招集します。また、当該報告に係る重大事態への対応のため、又は、当該重大事態と同種の事態発生防止のため、必要に応じて再調査を外部の専門家の助言を得ながら実施するものとします。この調査には当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって充て、その公平性・中立性を確保します。

二宮町いじめ防止基本方針

発行 / 平成 28 年 3 月（平成 30 年 3 月改定）
（令和 2 年 3 月改定）

二宮町
二宮町教育委員会
〒259-0196
神奈川県中郡二宮町二宮 961

二宮町いじめ防止基本方針の一部を改定することに関する新旧対照表

改定後	改定前
<p>3 いじめの重大事態発生時の対応</p> <p>○二宮町は重大事態発生¹の報告を受けた場合は、状況に応じて二宮町総合教育会議を招集します。また、当該報告に係る重大事態への対応のため、又は、当該重大事態と同種の事態発生²の防止のため、必要に応じて再調査を外部の専門家の助言を得ながら実施するものとします。この調査には当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって充て、その公平性・中立性を確保します。</p>	<p>3 いじめの重大事態発生時の対応</p> <p>○二宮町は重大事態発生¹の報告を受けた場合は、直ちに二宮町総合教育会議を招集し、必要に応じて外部の専門家の助言を得ながら、再調査を実施するものとします。この調査には当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって充て、その公平性・中立性を確保します。</p>